

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成27年12月10日 午前10時～午後4時4分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 永山伸一
副委員長 中島由美子
委員 上野一誠
委員 橋口博文

委員 福田俊一郎
委員 森永靖子
委員 森満晃

○その他の議員

議員 井上勝博
議員 谷津由尚

議員 成川幸太郎

○説明のための出席者

市民福祉部長 春田修一
市民課長 榊順一
環境課長 内田泰二
課長代理 橋口堅
川内クリーンセンター所長 若松幸記
市民健康課長 檜垣淳子
主幹 羽田美由紀
保険年金課長 西田光寛
主幹兼国保グループ長 前田隆盛
障害・社会福祉課長 穴野盛久

高齢・介護福祉課長 橋口浩文
主幹兼介護給付グループ長 上 蘭 哲也
保護課長 小原雅彦
子育て支援課長 知識伸一

財政課長 今井功司
課長代理 南 輝雄
税務課長 山口秀昭
収納課長 有村辰也

○事務局職員

議事調査課長 道場益男

議事グループ員 柳 裕子

○審査事件等

審査事件等	所 管 課
議案第260号 薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第261号 財産の無償譲渡について 議案第262号 里藺上墓地等の指定管理者の指定について 議案第263号 薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者の指定について 議案第264号 薩摩川内市上甕島葬斎場の指定管理者の指定について 議案第265号 薩摩川内市鹿島葬斎場の指定管理者の指定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第19号 薩摩川内市の海岸に産卵に来るウミガメの保護活動に関する陳情 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第298号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第301号 平成27年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第269号 薩摩川内市社会福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第270号 薩摩川内市サン・アビリティーズ川内条例の一部を改正する条例の制定について 議案第271号 薩摩川内市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第272号 サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障害・社会福祉課 (高齢・介護福祉課)
議案第273号 薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第274号 薩摩川内市上甕総合センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第275号 薩摩川内市高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第276号 薩摩川内市生活支援ハウス条例の一部を改正する条例の制定について 議案第277号 財産の無償貸付について 議案第278号 樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第300号 平成27年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高齢・介護福祉課
(所管事務調査)	保 護 課
議案第279号 薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
議案第266号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第267号 薩摩川内市すこやかふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について 議案第268号 薩摩川内市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第299号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 陳情第30号 フッ化物洗口剤に関する陳情書 (所管事務調査)	市 民 健 康 課

△開 会

○委員長（永山伸一） それでは、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんけれども、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一） それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第260号 薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一） まず、議案第260号薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二） それでは、皆様おはようございます。環境課でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、議案第260号薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

議案つづりその3の260—1ページをお開きください。あわせて、議会資料（使用料・手数料改定関係）の14ページのほうもお開きください。

提案理由は、本会議において市民福祉部長が説明をしましたので、省略させていただきます。

議会資料の14ページのほうで説明いたします。

今回、改正する手数料は、一般廃棄物処理業等に係る許可申請手数料です。現行手数料、この表のとおり3,000円となっております。これに年間処理件数とか1件当たり処理時間等で積算表から求めました原価計算額が7,440円でございます。これに現行手数料の3,000円に改定制限率

の15%分を加算した額が、新料金で3,400円となっておりますのでございます。

以上で、議案第260号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第261号 財産の無償譲渡について

○委員長（永山伸一） 次に、議案第261号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二） 議案第261号財産の無償譲渡についてを説明いたします。

議案つづりその3の261—1ページをお開きください。

1の譲渡する財産は、公衆便所でございます。所在地は鹿島町藺牟田字橋之口47番、構造は木造セメント瓦ぶき平家建てでございます。面積は10.92平方メートルです。

2の評価額は4万9,127円で、譲渡の相手方は鹿島藺牟田地区自治会でございます。

譲渡の時期は、平成28年4月1日を予定しております。

提案理由は、本会議において部長が説明しましたので、省略いたします。

位置図、地籍図、平面図は、1ページ以降のとおりでございます。

以上で、議案第261号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） では、当局の説明があり

ましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第262号—議案第265号

○委員長（永山伸一）次に、議案第262号から議案第265号までの議案4件を一括議題とします。

これらの議案4件については、墓地等の指定管理者の指定期間がいずれも平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、議案第262号から議案第265号までの4件を一括して説明させていただきます。

初めに、議案第262号里藺上墓地等の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづりその3の262—1ページをお開きください。あわせて、議会資料のほうも御準備ください。

指定管理者に管理をお願いする施設は、里藺上墓地のほか、里藺下、里観農、里寺山の4墓地でございます。

指定する団体は、水建システム有限会社です。

指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、本会議において部長が説明しまし

たので、省略いたします。

それでは、議会資料の1ページをお開きください。

1の指定管理者に行わせる施設の概要は、記載のとおりでございます。

2の指定管理者に行わせる主な業務は、市営墓地の維持管理や使用許可等でございます。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は、1ページから2ページの上段に記載してございます。

ここで1件訂正をお願いいたします。2ページの（5）の一番下の段になります。（5）の収支計画の中の人件費の「件」の字が権利の「権」になっておりますので、1件、2件の「件」に訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

次に、3ページでございます。

選定委員会は、本年8月11日に開催いたしております。市民福祉部長を委員長といたしまして、内部委員3名、外部委員3名の6名により、候補者のヒアリングを含め審査を行った後に採点した結果は、4ページにありますとおり、一番下でございます。合計600点に対しまして442点で、平均点が73.7点でございました。これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者である水建システム有限会社を公募による候補者と選定しました。

次に、議案第263号薩摩川内市……

○委員長（永山伸一）課長、ちょっと待ってくださいね。資料、お手元わかりますか、この資料。よろしいですか。どうぞ、お願いします。

○環境課長（内田泰二）議案第263号薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづりその3の263—1ページをお開きください。

指定管理者に管理をお願いする施設は、やすらぎ苑のほか川内芸ノ尾第1、第2墓地、入来向山墓地でございます。

指定する団体は、株式会社誠建設でございます。

指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、市民福祉部長が説明しましたので、省略いたします。

それでは、議会資料の5ページをお開きくださ

い。

1の指定管理者に行わせる施設の概要は、記載のとおりでございます。

2の指定管理者に行わせる主な業務は、葬斎場の維持管理と火葬業務及び市営墓地の維持管理や使用許可等でございます。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は、次の6ページから8ページに記載してございます。

8ページ下欄の選定委員会は、本年8月11日に開催いたしました。市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員4名の7名により、候補者のヒアリングを含め審査を行った後、採点した結果は、9ページにありますとおり、合計700点に対しまして485点で、平均点が69.3点でございました。これまでの適正な管理と健全な運営から、現指定管理者である株式会社誠建設を公募による候補者と選定いたしました。

次に、議案第264号薩摩川内市上甕島葬斎場の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづりその3の264―1ページをお開きください。

指定管理者に指定する団体は、里葬斎です。

指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、部長が説明しましたので、省略いたします。

それでは、議会資料の10ページをお開きください。

1の指定管理者に行わせる施設の概要は、記載のとおりでございます。

2の指定管理者に行わせる主な業務は、葬斎場の維持管理や火葬業務でございます。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は、10ページから11ページに記載してあります。

12ページにありますとおり、選定委員会は本年8月11日に開催しました。市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の6名により候補者のヒアリングを含め審査を行った後に採点した結果は、13ページにありますとおり、合計600点に対しまして410点で、平均点が68.3点でございました。これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者である里葬斎を公募により候補者と選定いたしました。

次に、議案第265号薩摩川内市鹿島葬斎場の指定管理者の指定についてを説明いたします。

議案つづりその3の265―1ページをお開きください。

指定管理者に指定する団体は、有限会社鹿島土木でございます。

指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、本会議で部長が説明しましたので、省略いたします。

それでは、議会資料の14ページをお開きください。

1の指定管理者に行わせる施設の概要は、記載のとおりでございます。

2の指定管理者に行わせる主な業務は、葬斎場の維持管理や火葬業務でございます。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は、14ページから15ページに記載してあります。

16ページの選定委員会は、本年8月11日に開催しました。市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の6名により、候補者のヒアリングを含め審査を行った後に採点した結果は、17ページにありますとおり、合計600点に対し380点で、平均点が63.3点でございました。これまでの管理を行ってきた鹿島地区コミュニティ協議会からは応募がなく、今後、施設を維持運営するため地元業者でもあり適正な管理ができるものと判断し、有限会社鹿島土木を公募による候補者と選定いたしました。

以上で、議案第262号から議案第265号までの4件の説明を終わります。よろしく願いたします。

○委員長（永山伸一） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 議案第263号の中で、ちょっと地元の問題を申しわけないんですが、入来の向山墓地についてですけども、これは旧入来町時代につくったことであるんですが、今、かなりやっぱりまだ残っている部分がたくさんあると思うんですが、あそこの墓石の規制があると思うんです。あそこが解除されるということになればつくりやすいんだがとか、いろいろ意見も寄せられるんですが、そういうのは聞いていませんか。

○環境課長（内田泰二） 今、委員おっしゃった入来の向山墓地でございます。ちなみに、墓地数が90区画ございまして、使用者が現在28区画、残区画が62区画でございます。今、委員おっしゃ

ったとおり、墓地の使用基準を定めてございます。墳墓の高さを1.6メートル以下、それと墓地の形式を洋式にということまでございまして、そこが原因で進まないのではないかなという御意見は入ってきております。それと、あとほかの市営墓地にも言えるんですけども、現在、民間のお寺さんの納骨堂のほうに流れていらっしゃるというか、そういう状況もございまして、市営墓地のほうがなかなか売れない状況でございます。

この使用基準につきましても、見直しを検討しないといけないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員（上野一誠） 今、おっしゃったような状況であることから、非常に気になったりいろいろ声があるもんですから。ほかはどういう状況かちょっとつかめていないんですけども、これまでそういう規制を持って、つくった人、また新たにつくることが、前つくった方との関係もあったりするもんですから。そこからすると検討の余地ができるとするならば、より使い勝手のいいものに。やっぱり時代を終えてやっていくことも一つの方策かなというふうに思いますので、一つこれは意見という考え方で一応申し上げておきます。

○委員長（永山伸一） 御意見であります。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。
1件。

議案第264号、265号の上甕島葬斎場と鹿島葬斎場の指定管理者の評価のところ、両者とも団体の経営状況は良好であるかというのが30点満点に対して15点ということは、やや良好でもないという、多分普通以下という、そういう配点になっていると思うんですけど。この辺については何か指導をされているのでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 経営状況の指導というところまでは至っておらないところでございます。

以上です。

○議員（谷津由尚） となると、契約上の条件で何らかの制約をそこに入れられるはずだと思うんですが、もし指定管理者のところでいろいろと経営上の問題があつて指定管理を脱退しなきゃなら

ないとか、そういう事態に発生した場合の回避策というか、契約上ではその辺はもう網羅されているのでしょうか。

○環境課長（内田泰二） ちょっと回答にならないかもしれませんが、年間の件数は、上甕の場合は年間、昨年度の実績で40件、それと鹿島に至っては年間8件というような状況で、なかなか指定管理を受けていただいている業者の方にとっても、なかなか収益が生みづらい状況にあると考えております。

私どもといたしましても、施設を持っている以上、休止するとかそういうことができない状況です。ので、可能な限りは経営難に陥らないようにというか、難しいところなんですけれども、そういう状況等は勘案しながら、この設計は組むようには考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

では、これより討論、採決を行います。

まず、議案第262号里藺上墓地等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第263号薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第264号薩摩川内市上甕島葬斎場

の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第265号薩摩川内市鹿島葬斎場の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）川内クリーンセンターです。よろしくお願いします。

一般会計補正予算について説明をいたします。

予算に関する説明書（第6回補正）の18ページをお開きください。

歳入の15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費補助金、1節の保健衛生費補助金の当センター分は、循環型社会形成推進交付金の449万7,000円の増額補正であります。これは、川内クリーンセンター基幹改良事業実施にかかわる発注支援業務などに関する交付金で、国、環境省の内示による補正であります。

次に、債務負担行為補正について御説明をいたします。7ページをお開きください。

3表債務負担行為補正で、当川内クリーンセンター分につきましては9ページをお願いします。

上から5行目の川内クリーンセンター基幹的設備改良事業及び維持管理運営事業であります。これにつきましては、稼働開始後20年が経過し、施設が老朽化していることから、県の交付金及び合併特例債を活用しまして大規模補修並びに平成51年度までの維持管理運営を含めた延命化を図るものであります。期間は、事業者決定の平成28年度から51年度までとし、限度額につきましては川内クリーンセンター基幹的設備改良及び維持管理運営に関する経費とさせていただいております。

また、この事業につきましては、委員会資料も提出をさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○環境課長（内田泰二）それでは、同じく補正予算の説明をさせていただきます。

債務負担でございます。予算に関する説明書の7ページをお開きください。

先ほど市営墓地と葬斎場の指定管理者の指定に関する議案を4件審査していただきましたが、この分でございます。指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があります。第3表に記載のとおり、今回4件分について補正するものでございます。

以上で、環境課分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（永山伸一）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）クリーンセンターの運営の関係で、先般、岩切市長が全協の中でエコパークの活用というのと灰の処理等々、今まで大分かな、向こうのほうに出している分を今後こっちへ応お願いしていく、そういう手続上の話をしたんだけど。具体的に今後考えている計画というか、具体的にどういうスケジュールというか、どういう捉え方で進めていけますか。

○環境課長（内田泰二）先日、市長が説明した後から説明させていただきます。

まず、今月、エコパークに整備してありますエコパーク連絡協議会というのがございました。これは地元自治会長さん、役員さんと、それと私どもも委員として入っておりますけれども、この方々を集めまして、県、公社と市と、市民福祉部

長も出席いたしました。この中で、搬入について市長が説明した内容と同一のものを説明させていただきまして、それと次の、先週の日曜日でございますけれども、地元の4自治会、環境保全協定を結んでおる4自治会のほうに出向いていきまして、自治会員の方に説明をしてございます。中には欠席された方等ございまして、その分については市と公社と先日も行ってまいりましたけれども、逐次、「説明をしてくれ」という要請が出てまいって説明してきている状況でございます。

それと、公社のほうで搬入についての同意を得たいということで、それぞれの自治会長さんには同意書のほうをお渡ししてございまして、現在のところ、2自治会が自治会員の皆様の承諾を得られたということで、「終わりましたよ」という連絡が公社にあったということで、これは本日聞いております。あと2自治会がまだ全体の調整がつかないということで、今、調整中ということでございました。

この後、あと同意をいただけましたら、県の公社の環境保全協定がございまして、これと協定書のほうを改正をする運びになります。それとまた、薩摩川内市は公社と県のほうに要請書を出しておりますので、県のほうは廃棄物処理計画というのがちょうど改定時期になって、今年度作成しております。その廃棄物処理計画の中で薩摩川内市がエコパークに持っていく分が可能であるかどうかという、そこらあたりも検証をしたいということで、それで余裕があるようであれば、「搬入していいですよ」というようなふうで回答することによって聞いております。それが計画ができるのが大体3月ぐらいになるということです、そこまでは県と公社の動きを、薩摩川内市としては見る必要があるかなと考えております。

以上でございます。

○委員（上野一誠） これから自治会の同意とか、あるいは県の今そういう計画の関係を含めて調整がされることでしょうから、市としてもやっぱりこっちのほうに運んだほうがよりメリットが高いというような、一応そういう部分も含めてそういう申し入れというか、そういうのをされたと思うんですが。十分その辺は協議を得て——よりスムーズな形で判断や、県との協議を得てやられることですので、一応、意見、要望として申し上げます。

○委員長（永山伸一） 意見、要望であります。

○委員（福田俊一郎） 今、上野委員のほうから一般廃棄物を産業廃棄物場へ搬入するというのが出ましたが、具体的にその一連の流れについて全協等では話があったんですが。費用の面やら新聞紙上ではちょっとうかがい知れないところもあるので、順序立てて説明をいただきたいなと思います。これまで大分のほうへ搬入しとった経費分と比較すると、むしろ地元の産廃のエコパークのほうへ搬入したほうがより安く済むというような話等も聞いてもおりますし、あと産廃よりも燃え殻等の一般廃棄物のほうがまだ地域の理解もしやすいのかなというふうにも思うものですから。そしてまた何といってもクリーンセンターの維持管理、これからの延命策ということを考えますと、本市にとってはとても大きな効果というか価値がある事業になるかと思っておりますので、そこら辺も含めて一連の説明をいただければと思います。

○環境課長（内田泰二） それでは、全協で市長が申しました話の中に、数量と金額等も含めましてちょっと説明をさせていただきます。

クリーンセンターは、もう開業から21年経過しておりまして、埋立処分場のほうも、もうほぼ満杯になっているという、ここまでは説明させていただいております。あと約1年分ぐらいしかない状況でございます。こういう中で平成24年7月から宮崎県の民間の最終処分場のほうに持っていくております。この量でございますけれども、これは現年分の主灰と飛灰、市民の皆様が出されたごみを焼却して、その年に出るごみの量でございますけれども、約3,500トン、金額にいたしまして、ちょっと年度で上下がありますけれども、6,000万から6,300万ぐらいの間で推移しておりますけれども、この分を持ち出しております。

それと、平成26年度からは大分県中津市にあります、また同じく民間の最終処分場に現年分の主灰と飛灰、先ほど言いました3,500トンぐらいを持っていております。本年の7月でございますけれども、川内クリーンセンターの再生事業、川内クリーンセンターがほぼ満杯ということで、これをまた再生をして全部掘り起こしてシートを張りかえをして、また使いましょうという事業をやるということで、現在も動いておりますので、この掘り起こし分を、今年7月から大分県の同じ

中津市のほうの民間の産廃に持っていったおります。この分が本年度予算を5,000万円いただいておりますので、この範囲で持ち出すことになりますけれども、約2,200トン内ぐらいの量を本年度は運び出す予定にしております。これが今、持っていている状況でございます。

今般、エコパークのほうに搬入の要請のお願いをいたしましたけれども、この理由といたしまして、これも市長が説明しておりますけれども、何せ大分県まで片道350キロございます。トラックがほぼ毎日出ておりますので、途中の交通事故とか、あと、二酸化炭素を出して走っておりますので、環境への負荷の影響とか、そこらあたり。それと、宮崎県から大分県のほうに搬入を変えざるを得なかったようなこともございましたので、今後も安定的に持っていけるのかなという、そこもちょっと心配しておりました。そういう中でエコパークができて、本年度の1月から稼働しておりますけれども、搬入状況の推移等も毎月報告をいただいております。そういう状況も見たり、あとエコパークの公社のほうとも協議をしまして、まだだいぶ余裕があるということ、それと安定的に運営され、これまで何も問題がなかったということから、もし入れてもらえるものならということで先般、公社に要請したところでございます。

それと、一番気になりますところの搬入の料金でございますけれども、地元の説明会の中でも市民の皆様から御質問あったんですけれども、公社側の回答といたしましては、今のところ産廃の処分場としての料金設定をしてございまして、今後、市が持っていく分は一般廃棄物になりますので、まだ料金設定をしていないということで、どの程度の価格設定になるかまだ不明なところでございます。それで、今後、その設定もされるかと思うんですけれども、市としても要請書の中に少しでも安い金額で御配慮いただければということでお願いしておりますので、またそこについても、事務レベルでございまして、詰めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（福田俊一郎） 大分県の中津市のほうの産業廃棄物場に一般廃棄物を持っていったというようなことで、そういう事務手続上は地元の産廃場へ持っていくについては差し支えないかなというふうに思いますけど。ただ、県の3月にでき上

がる計画に乗せていかなければならないというようなことなんで、県のほうの理解の進みとかも時間がかかるような状況を見せてようかと思うんですが。めどとしては来年度からのエコパークへの搬入というのは見込めるというふうにお考えでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 県の計画が来年3月、平成27年度、年で言うと平成28年になりますけど、3月の計画ができ上がりを考えておりますので、最速で平成28年4月になるのではないかと考えております。あと地元自治会さんの承諾等もありますけれども、そこらが順調にいったら、最速で平成28年4月かなと考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第19号 薩摩川内市の海岸に産卵に来るウミガメの保護活動に関する陳情

○委員長（永山伸一） 次に、陳情第19号薩摩川内市の海岸に産卵に来るウミガメの保護活動に関する陳情を議題とします。

陳情文書表は、事前に配付してありましたので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

本陳情について、当局から補足説明があればお願いします。

○環境課長（内田泰二） それでは、陳情の補足説明をさせていただきます。

陳情書の下段のほうに、記で1番から4番までございますけれども、それぞれの項目に対する市の考え方をちょっと説明させていただきます。

1番のウミガメのふ化状況、保護監視員の活動状況を市民に知らせるようという要望でございますけれども、こちらにつきましては、本市に上がるのはアカウミガメでございますけれども、希少野生動物種に指定されておまして、その保護に関する普及啓発活動は必要であると認識しております。しかし、ウミガメは非常に警戒心が強く、人や人の気配を感じると上陸をやめてしまうと言

われております。夜間の海岸に今後、見学者が増加すると、ウミガメに対する影響も大きくなることから、今以上の周知は考えておらないところでございます。

それと、2番目のウミガメが産卵に来るまちとしてアピールするとともに、ウミガメの保護活動に市民が参加できるようなことでございますけれども、ウミガメの上陸産卵頭数については、12月9日の南日本新聞のほうに記事が載っておりました。それぞれの町村分が県のホームページで毎年公表されておって、けさもちよっと見てきたところでございますけれども、まだ平成27年度分が出ておりませんでしたので、若干数字的には昨年度の数字で説明をさせていただきます。鹿児島県が日本一の上陸の県でございます。県内32市町村に、昨年は7,179頭上陸しております。このうち屋久島、種子島、吹上浜、この三つの海岸に全体の7割が上がっている状況でございます。本市の上陸頭数を申しますと、昨年は7,179頭のうちの35頭、約全体の0.5%、今年は30頭でございました。5頭ほど少なくなっております。そういうことから、ウミガメが産卵に来るというようなふうでアピールできる状況ではないのかなと考えております。

それと、3番目のウミガメが産卵しやすい海岸づくりのためにウミガメ保護監視員の仕事を一年中通じてしてもらえないかということでございますけれども、ウミガメ保護監視員の主な業務というのは、ウミガメが上陸、産卵した痕跡調査と、卵を産んでいる場合は、海水に浸かるようであればふ化場のほうに移すという作業が主なものでございます。ウミガメが上陸して産卵するためには、海岸漂着物は少ないほうが望ましいわけでございますけれども、海岸漂着物の処理自体につきましては、海岸の管理者によって実施されるべきものと考えております。このためにウミガメ保護監視員の業務を一年通じて必要なものとは考えておりません。ウミガメが上がる時期がもう限られておるといってもございます。

それと、鹿児島県の自然保護課が策定しましたウミガメ保護監視実施要領によりますと、ウミガメ保護監視員としての身分証明書を発行されておりますけれども、この有効期限は当該年度の10月31日までと定められております。

それと、4番目のウミガメが産卵しやすい海岸

を守るために、防砂林や堤防、夜間照明などに配慮するようということでございますけれども、ウミガメが上陸、産卵する海岸に工事が及ぶような計画がある場合は、関係機関と協議をいたしまして、影響のある時期、5月から10月でございすけれども、ここあたりを避けてくださるように市としても要望しております。

また、夜間照明につきましては、ウミガメに影響があるということは承知しておりますけれども、防犯対策上、必要なものが設置してありますので、現状把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 今説明をいただいたんですけれども、今のお話の中でウミガメについては全国で鹿児島県が1位というようなことで、誇らしい思いもするんですけれども、屋久島、種子島、それから吹上が7,179頭のうち7割を占めるといようなことで、保護活動を行っていると思うんですけれども、特にこういう多いところは予算をつぎ込んでやっておられると思います。それがうちの場合は30頭ぐらいといようなことでありますけれども、例えば広域的な一部事務組合みたいな、そういう広域的な連携を組んでそれぞれ頭数等の大体の割合で負担を決めて、そういう保護制度をやっていきましようといような流れとか、そういう意見とかはないものなんでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 県のウミガメ保護につきましては、県のほうが条例をつくっております。これに倣い、あわせて、県ウミガメ保護対策連絡協議会というのもございます。これも毎年ウミガメの上陸に合わせて開催されておまして、県を初め、ウミガメが上がる市町村、警察、関係機関と連携をとって、事業といたしましてはウミガメのパトロール開始式とか、県のホームページのほうにいろんな情報を載せるとか、そういったのをしてウミガメが産卵しやすい環境づくりに努めているところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたものと認め

ます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、起立により採決を行います。

本陳情は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（永山伸一）起立者なしであります。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、陳情第19号に係る審査を終わります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、環境課・川内クリーンセンターにかかわる所管事務の説明をいたします。

市民福祉委員会資料の3ページをお開きください。

○委員長（永山伸一）本編でしたっけ。

○環境課長（内田泰二）本編分の3ページでございます。

川内クリーンセンター基幹的設備改良事業についてでございます。

1の目的は、老朽化している施設を長寿命化計画に基づき、大規模改修による延命化を図るものでございます。

2の主な基幹的設備改良事業の概要でございますが、焼却炉に水冷式ストーカ炉を導入するとともに、高効率型モーターを導入し、二酸化炭素排出量の3%削減を図るものでございます。

3の事業スケジュールでございますが、平成25年度に長寿命化計画を作成しております。平

成26年度から業者選定等の作業をアドバイザー支援業務委託で開始しております。（2）の今後のスケジュールでございますが、12月に債務負担行為を設定し、来年2月に事業方式及び発注方式を決定し、実施方針及び特定事業の選定公表をいたします。平成28年度は、4月に入札公告をし、8月に入札を実施し、落札者を10月に選定し、12月議会で契約議案を提案する予定となっております。工事は、平成29年度から改良工事とあわせて維持管理を委託する予定としております。維持管理委託は、平成51年度の予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）当局の説明がありましたけれども、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）済いません、ちょっと鹿島の斎場の件についてお尋ねします。

下甕斎場について、先月お亡くなりになられて火葬されてということで、それで現場で棺のほうへ入れられて点火されたんですけども、音はしたけど点火ができなくて、その状態の中でまた一旦棺を出されて、また鹿島斎場のほうで焼かれたということで。非常に合併当初からもこの施設の、もう言われていると思うんですけども、今回の状況というのがわかればちょっと御説明いただけますか。

○環境課長（内田泰二）今、委員おっしゃったとおり、炉の火がつかなかったということで、すぐ建設のメーカーに電話いたしましたけど対応をとりましたが、すぐに火をつけることができない状況でございました。それで、御遺族の方にはまことに申しわけございませんけれども、火葬場を鹿島葬斎場のほうに移させていただきますということで、鹿島のほうで火入れをさせていただいた状況でございます。

甕に3施設ございまして、上、鹿島、下でございます。普段から定期的な点検、それと業者による年次的な計画も立てて、いつでも故障することがないようにということで計画を立てて使っておりますけれども、何せ、鹿島の平成2年にできた分が一番3炉の中では新しい状況でございまして、今回のようなことが起こった次第でございます。今、下甕についてはちょっと根本的な改修が必要

ということで、まだ今現在使えない状態になっております。今回、修理をしまして、またしばらくはというか、使っていけるようにそこらあたりはしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（森満 晃）先ほどの指定管理のところでも上甕が40件ぐらいということで、鹿島が8件でしたですかね。この下甕の利用状況と、今契約されている委託状況等がわかれば説明をお願いします。

○委員長（永山伸一）いいですか、下甕葬斎場の件です。

○環境課長（内田泰二）下甕は昨年度の件数でございますけれども、29件でございます。ちなみに、上は40件、鹿島が8件となっております。

○委員長（永山伸一）下甕の指定管理の状況は。

○環境課長（内田泰二）指定管理者は西葬斎でございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

○委員（森満 晃）下甕の葬斎場の老朽化に伴うものなのかわかりませんが、今後、その改良をしていくという、そういう調査費用だとか、予算の計上というか、そういう予定があらわれるんですか。

○環境課長（内田泰二）甕島の葬斎場につきましては、平成25年度に3炉とも長寿命化計画というのを策定しております。この中で、建物の耐用年数なんですけれども、45年度までは使っていきたいということで計画してございます。これにあわせて、定期的な毎月の計画もですけれども、先ほど言いました年次的な改修も図りながら使っていきたいというふうで考えております。今のところ3炉ございますので、今後、甕架橋が開通すれば、そこあたりも検討しまして、3炉を2炉にするとか1炉にするとかというような考え方がございますけれども、そこあたりもちよっと長期的にはなりますけれども、考えていかないといけないのかなと思っております。

以上です。

○委員（森満 晃）今、課長が言われましたように、多分、蘭牟田瀬戸架橋ができたらまた何らかの手出てをされるのかなと私もちょっとは思ってたんですけれども。やはり島の場合は離島ですので、なかなか炉が点火しないといった場合に、す

ぐに島外にというわけにもいきませんので。やっぱりその辺は御家族、親族の心境をお察しすると、もう涙ぐんだ状態で点火してお別れだというところで、つかなくてまた出すというのは、もうこれはあってはならないことと思うんですね。ですので、やはりその辺は整備点検というか、そういったものを今後きちっとやっていただいて、そこにも本土と離島の差があってはならないと思いますので。今後、蘭牟田瀬戸架橋後の合併もあるかもわかりませんが、その点についてもやっぱりしっかりと検討していただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。部長何か見解ありますか。

○市民福祉部長（春田修一）下甕につきましては、こんなことを言ってはあれなんです。鹿島と下甕がございまして、一緒にということはなかなか件数からいってございまして、そういう融通を利かしながらやっております。ただ、上につきましては、今委員おっしゃいますように1カ所しかございせんので、島外とかそういうことが今後想定される場合がございますので、点検等について、ちょっときちんとやりながら、必要な部分については今後予算要求をしながらきちんとやっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

○委員（福田俊一郎）2点ほどお尋ねしますけれども、今、川内クリーンセンター基幹の設備改良ということで御説明いただきましたが、もう既に当初等でも御説明をいただいているかもしれませんが、この水冷式ストーカ炉というものについての説明をしていただきたいのと。

今後、PFIで民間主導式でこの事業については取り組んでいくという方式を出されていますが、国の交付金と、これは事業方式やら決まらなないとは思いますが、合併特例債を使うということですが、合併特例債についてはどれぐらいを想定しておられるのか、財政課がおられたら、あと合併特例債はどれぐらい残っているのか、それについてお尋ねしておきたいというのと。

あと一点は、木場茶屋の埋立地について、50センチほど増設して太陽光発電をここで事業開始するというので、順調に行っているという

のは聞いてはおるんですけれども、この辺の一連の説明をいただければと思います。

○委員長（永山伸一）クリーンセンターのほうからよろしいですか。

○環境課長代理（橋口 堅）それでは、水冷化式のことについて説明をさせていただきます。

クリーンセンターの焼却炉の中は800度以上の熱で燃えておりますけれども、熱が高いもんでから焼却炉を傷めてしまいますので、水冷化をすることによって焼却炉、燃えている部分は800度以上なんですけれども、炉のほうは温度を落として傷まないようにすることによって延命化を図るというものでございます。

それから、事業費の関係ですけれども、今積算をしている最中でございますので、ちょっと出てこないんですけれども。国の交付金については県、環境省と昨年度からずっと協議を進めておりまして、今、循環型社会形成推進地域計画という、これに登載しないと交付金というのはいらないんですけれども、既に登載はしております。ただ、現在、事業の中身を精査をしておりますので、これによって若干変動はありますけれども、大体想定しているのは30億前後の事業費でございます。大体その9割から85%が交付対象事業費になるんですけれども、交付対象事業費の3分の1が国の交付金をもらいます。その対象外の95%を合併特例債で充たしたいというふうに考えております。済みません、その額についてはまだ今精査中でございますので出てきませんので、申しわけないです。

以上で終わります。

○委員長（永山伸一）財政課のほうは。よろしいですか。

○財政課長（今井功司）現在、合併特例債の借り入れ状況でございますが、平成26年度末で235億円でございます。今後の事業展開を考えますと、恐らく計画に定めております300億円に近い数値になるかと予定をしております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。あと木場茶屋のほう。

○環境課長（内田泰二）木場茶屋の太陽光発電の御質問でございます。こちらにつきましては、今月着工前の測量を始めております。それと、来年、年が明けまして1月から覆土工事に入ります

て、2月末ぐらいまでの間に一応土木工事のほうを終了したいと考えております。それと、3月から太陽光の設置の基礎周りをされまして、今、業者さんのほうからいただいている計画では、おおむね9月ぐらいから発電できるのではないかなというふうに聞いております。

以上です。

○委員（福田俊一郎）まず、木場茶屋のほうからですけれども、正式に民間が9月から発電をされていくということでしたが、あの土地については今後どこが維持管理をしていくのかというのが1点。それは環境課が持っていて、普通財産にしたんではなかね、それを今、民間に譲渡して、そういう意味ではちょっと詳しいこと、維持管理の関係ですね。

それともう一点が、クリーンセンターの基幹的事業をされる際に、炉を取りかえる大きな工事なんでしょうが、その工事をしている期間はどうか対応をされるのか。ごみを持ってきて、要するに工事をしている間は炉を燃やせませんから、そこをどう対応していくのかも前もってお尋ねしておきたい。

○委員長（永山伸一）2点ですね。土地のほう、よろしいですか。

○環境課長（内田泰二）木場茶屋のほう、説明させていただきます。

維持管理につきましては、引き続き環境課のほうで、水質の計測とか、そういったものもまだガスが発生しておりますので、残っておりますので、その点については環境課で引き続きやっていきます。全体の中の全部じゃなくて、一部を今回土地貸し方式で行いますので、残りの部分については市のほうでやっていきます。

以上です。

○委員長（永山伸一）クリーンセンターのほう、お願いします。

○環境課長代理（橋口 堅）基幹的設備改良事業の工事の関係でございますけれども、今、パシフィックコンサルタントにアドバイザー業務支援ということで、パシフィックと一緒に検討しかたなんですけれども。今、クリーンセンターは2炉ございますので、1炉ずつ――屋根を開けて上から持ってくるんですけれども、1炉ずつそれを行って、できる限り焼却をとめないように、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎）2 炉あるということで、今回の事業というのは2 炉とも水冷式に変えていくということでいいんですか。

○環境課長代理（橋口 堅）おっしゃるとおり2 炉とも水冷化に変えるということでございます。

○市民福祉部長（春田修一）木場茶屋につきましては、普通財産にということがちょっと委員のほうから出ましたが、まだ閉鎖をしておりますので、行政財産のままですので、行政財産の目的外使用料という形で使用料をいただくように考えているところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

○委員（森永靖子）長期稼働により施設が老朽化していると聞いて、もうそんなになったのかなと思うんですが。平成5 年、6 年のころ、仁礼市長のときに、私ごとですが、食生活の会長をしているということで、三機工業と藤田建設が始められたときに、そこの藤田工業のところで電話の番をしたり、そこの人たちの食事をつくるようにということで、仁礼市長から言われて、そこで2 年ぐらい働きました。やっぱり思いがあって、この間ずっとごみを減量するようにとか、水分を余り入れないようにとかというのをいろんな形で皆さんにも言ってきて、もう2 0 年になったのかなと思うんですが。やはり、その当時のことを思い出すときに、やっぱり思いが強くて自分で食生活の料理をするときにも出さないように。皮も料理に入れたとかいうような細かいことではありましたが、いろんな形でやってきて。今は毎月1 9 日が食育の日なので、その日にごみ減量のチラシまで配っています。「ごみ」にちなんで「5 3 グラムってどのぐらいでしょうか」ということで、5 3 グラムのごみを、卵1 個分のごみを毎日各家庭で減量したら、1 年間どうなるんだろうねという説明をしながら。また、水分にしても夏は特に水分が多いので絞って絞って、水分が「ごみ」にちなんで5 3 cc — お父さんがお家で飲む焼酎の1 合の3 分の1 でもいいから、5 3 cc、減らそうねという運動を、食生活改善は各地域で毎月1 9 日にはチラシをつくって、ささやかではありますが、そういう運動をずっとここ何年か続けてきているんですが。それも何かのごみ減量に役に立っているのかなと思うときに、もう2 0 年以上

なっているという思いで、ごみについてはいろんなところでそういう啓発をしているんですが。いろんな形でまた広報などでもそういう少しでも大事に使っていこうという啓発でもしていただければなというふうに思うところです。

以上です。

○委員長（永山伸一）御意見ですけれども、ありますか。広報等の計画とごみ減量に対する。

○環境課長（内田泰二）ごみの水切りの話でございました。私どもも一番この点については、炉に与える影響等大きいということで承知しております。今後も引き続きごみの水分を切って出していただくように、今回、中島委員のほうから質問もございましたので、そこらあたりもあわせて引き続き市民の皆様にはごみの減量化ももちろん、リサイクルの推進もですけれども、水切りのほうもお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）ことしの5 月やったですかね、ごみ袋が2 5 % 値上げになったわけですが。その後、原料となる石油価格がこのところ非常に落ち着いて、ここ二、三年1 0 0 ドルで推移していたのが、大体もう4 0 ドル前後ということで原料が相当下がっているんじゃないかと思うんですが、価格改定をされる予定はないんですか。

○環境課長（内田泰二）来年度のごみ袋の入札については、まだ準備しておりません。昨年値上げさせていただきましたけれども、今のところ値上げ分の益については、将来に向けて安定的な価格で持っていけるようにということで考えておりますので、原油価格、今、三十七、八ドル台になっているというのを新聞報道で知っておりますけれども、今のところ価格のほうは改定する考えはございません。

○議員（成川幸太郎）このビニール袋関係については、いろんなところで使われているんですが、価格というものについては石油が変動するということで、これだけ下がったのにそのまま安定形をするためということでされるというのは、非常に抵抗があると思う。今回の値上げについては、価格はそのままで枚数を減らされたというこ

とで、まだ市民が上がったの知らない方もいらっしゃるんですね。25%上がったということに関しては、相当抵抗があったと思うんですけども、ぜひそういった原料価格がこんだけ変動して下がっているのに、経営安定化だけで見直さないというのもおかしいんじゃないかと思うんです。特に、衛自連の中のあり方というのは見えないんですけども、できたら衛自連の今の状況というのも毎年皆さんに公開していただいて、そこら辺は検討いただきたいと思います。

○環境課長（内田泰二） 衛自連の中身の公表についてでございますけれども、衛自連の役員さんにはコミュニティ協議会のほうから役員の推薦もしていただいておりますので、そちらを通してまた下ろしていただくようなふうで説明はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（永山伸一） 次は、市民課の審査に入ります。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一） まず、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（榎 順一） おはようございます。市民課です。

それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の32ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄の戸籍住民基本台帳費は115万4,000円を減額しておりますが、これは人事異動による職員給与費の調整に伴うものでございます。

その下、個人番号事業費は、地方公共団体情報システム機構への委任事務に必要な経費について、

支出科目を委託料から交付金に改めて支出しようとするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、予算に関する説明書の18ページをお開きください。

15款2項1目総務費補助金で、説明欄、個人番号カード交付事務費補助金309万1,000円を受け入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 委託料から、予算の関係ですけど、交付金にかえたという理由について説明をお願いします。

○市民課長（榎 順一） 平成27年度の当初予算におきまして、総務省のほうから指示がその時点で詳しくなかったということで、地方公共団体情報システム機構に委任するという業務がございまして、それについて私どものほうは委託料で処理をするという考えでございました。その後、委託契約書とかつくらない形の交付金という形で納めていただきたいということで、このような措置をとらせていただきたいということでございます。この交付金につきましては、国庫補助金をそのまま同額を地方公共団体情報システム機構に納めるというような形になっております。

以上です。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（榎 順一） 所管事務調査について、市民福祉委員会資料で御説明いたします。本編の1ページをお開きください。

マイナンバーの通知カード、個人番号カードについて、通知カードの配達、返戻の状況、郵便局

から市への返戻後の対応など、現状を含めて記載いたしましたので、項目に沿って説明をさせていただきますと思います。

まず、1の通知カードの配達状況については、送付先情報、全部で4万6,249通でございます。これに対しまして、12月3日に本市全ての郵便局において1回目の配達が完了いたしました。引き渡したものが4万1,890通となっております。ここには12月2日現在で完了というふうでありますけれども、実際は12月3日に全ての世帯に第1回目の配達が完了しております。そして、その中で引き渡したのが4万1,890通ということで、約9割が引き渡しがなされたということでございます。

次に、2の通知カードの返戻状況でございます。郵便局から市のほうに返戻された状況でございますけれども、ここには12月2日現在を記載しておりますけれども、12月9日現在の最新の情報で説明をさせていただきたいと思います。郵便局から市に返戻されたものは4,096通です。全体の8.8%となっています。内訳は、受け取り拒否が21通、宛所不明が1,113通。宛所不明には、今回、簡易書留というのが転送不要ということになっておりました。郵便局に住所地から特定の場所に転送を依頼しているもの、これが約640通ですけれども、こういったものが含まれております。それから、郵便局での保管期間を経過したものの、7日間保管するというので郵便局がしておりましたけど、それを過ぎたものが2,962通というふうになっております。

3の通知カードの市区町村返戻後の対応については、管理・確認方法として、まず住民票の記載事項の確認・調査を行っております。通知カード管理簿へその後記載をいたしまして、住所地に受け取り案内のはがきを今出しているところでございます。そして、そのはがきによりまして、本庁の窓口、支所の窓口に来ていただいて取っていただくような工夫をしているところでございます。指定した期間に受け取りがない場合、場合によっては実態調査を行いまして、そこが不在かどうかの確認とかをして対応していきたいということで、市のほうでは3カ月間程度を保管するというふうになっております。

それから、本庁、支所の窓口での受け取りでございますけれども、御本人が市役所に出向いてい

ただいて受け取っていただくこととなりますが、代理人の受け取りも委任状等により可能としていくところでございます。また、平日、仕事等で来庁できない方々に対しましては、本庁のみ12月の第2、第4日曜日を開庁して受け付けるということで対応したいというふうに考えております。

次に、4番目の個人番号カードの交付の関係でございます。交付開始時期については、地方公共団体情報システム機構からの市区町村への発送次第になることから、現時点ではいつから交付ができるというのはわかっておりません。交付場所については、市民課及び住所地の支所の地域振興課としております。作成された個人番号カードが市区町村に届きましたら、各申請者に対しまして地方公共団体情報システム機構が作成した交付通知書、これははがきタイプになりますけれども、これで通知をすることとなっております。また、平成28年1月からの個人番号カード交付を前提に、1月から3月までの間、本庁、支所において第4日曜日を開庁して個人番号カード交付の受け付けを行う予定としております。

2ページをお開きください。

5の住民票の写し等のコンビニ交付でございます。市内の店舗での発行確認試験を終えてからの運用となることから、現時点で個人番号カードの利用開始時期を平成28年2月1日予定としているところでございます。

6の市民への周知等につきましては、マイナンバー制度の総合窓口であります行政改革推進課と合同で、高齢者クラブ、地区の民生・児童委員等での出前講座を実施しております。現在も要請があれば出向いて説明をしている状況でございます。通知カード及び個人番号カードの具体的な情報について、これも行政改革推進課と連携しまして、広報薩摩川内、ホームページ、FMさつませんだいを活用して周知に努めているところでございます。

個人番号カード交付の法施行までわずかとなっていることから、今後もさらなる周知に努めていくというふうに考えております。

12月10日号の広報紙にも、「通知カードは届きましたか」ということで、届いた後の個人番号カードの申請の方法とかというのを2ページにわたって掲載しております。それから、12月25日号でも、個人番号カードの交付窓口

の件とか、こういったことで周知をしてまいりたいというふうに考えております。また、ホームページでも広報紙と同様の内容で掲載をしております。それから、ラジオ放送の活用ということで、FMさつまさんでは本日10時からの番組で行革の職員と市民課の職員が出演しまして、現在の状況等について話をしていたところでございます。3月のほうも、もう一回というふうに考えております。

それから、7番目の問い合わせ状況でございます。通知カードを配達されましてから問い合わせが結構ふえておりまして、10月以降、市民課で記録した電話での問い合わせが12月8日現在、これは12月2日までの334件でございますが、12月8日現在で460件でございます。市民課のほうで書きとめられた分がこれだけということで、実際、電話交換のほうで取り次いだ件数は730件程度ということでございます。

内容といたしましては、通知カードの配達が完了してからは、個人番号カードの交付申請の記載事項のこととか、「世帯員が転出あるいは死亡したけど、どういうふうにしたらいいか」とか、それから「不在だったので市役所で保管されていますか」とか、「保管期間はいつまでですか」というような問い合わせが最近ふえてきているような状況でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。1点質問させていただきます。

セキュリティに関してなんです。今、庁内は外部にアクセスできるパソコンの端末と、それと庁内の基幹系、つまりネットワークを使う端末とは、もう明確に切り分けられているんですけれども。それ以外でこの個人番号に携わるパソコンの何かそれとは別のセキュリティのシステムというのはあるんでしょうか。

○市民課長（榎 順一） 個人番号の取り扱いにつきましては、限定されたところでしか取り扱え

ないわけですが、今、基幹系のアクロシステムというのがあります。住民票とか入っていますが、そこに個人番号が記載されている状況ですけれども、通常は見えない状況にしてございまして、権限を持った担当者が使う場合には、そういった利用ができるということでございます。また、窓口の交付でも、一応、必要な理由とかいうのを聞きまして、法にのっとった形で交付をするという状況でございます。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（永山伸一） では、次は保険年金課の審査に入ります。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一） まず、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛） それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金課分について御説明申し上げます。

まず、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の34ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費37万8,000円の増額補正については、日本年金機構から事務委託を受けている事務の申請書等に変更があったためシステムの様式変更等を行うもので、全額補助対象でございます。

続きまして、38ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費5,367万1,000円の増額補正については、本年度の国保財政安定化支援事業について、交付税措置額が示されたため増額補正するものであります。

続きまして、39ページをお開きください。

同款同項7目後期高齢者医療対策費633万1,000円の増額補正については、人間ドック補

助事業等の利用実績見込みによる増額と、平成26年度分の鹿児島県後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金確定に伴う精算返納金であります。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、前に返っていただき19ページをお開きください。

15款3項2目民生費委託金の37万8,000円につきましては、先ほど説明しました年金受託事務のシステム改修に係る経費分を受け入れるものであります。

続きまして、27ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち保険年金課分の66万円につきましては、後期高齢者医療制度の人間ドック実績見込みがふえた分の補助金を広域連合から受け入れるものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について説明をいたしますので、前に返っていただき9ページをお開きください。

上から4段目、長寿健診受診券作成等業務委託について、主に集団健診の受託機関との日程調整において、年度当初への日程変更内示があったことから、早期に受診券を発送する必要があるために、平成27年度から平成28年度まで100万円を限度として債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、一般会計補正予算に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） ただいま、当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第298号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一） 次に、議案第298号平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛） 議案第298号平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算の保険年金課分について御説明申し上げます。

資料は133ページからになります。

まず、歳出について説明いたしますので、146ページをお開きください。

2款1項3目一般被保険者療養費については、鍼灸師等の開業による患者数の増による見込み額がふえるため、750万円増額補正するものでございます。

続きまして、147ページをごらんください。

3款1項1目後期高齢者支援金、同款同項3目後期高齢者支援金事務費拠出金については、拠出金額の確定によりそれぞれ補正するものでございます。

次の148ページ、4款1項1目前期高齢者納付金、同款同項2目前期高齢者関係事務費拠出金については、納付金確定に伴いそれぞれ補正するもので、次の149ページ、5款1項2目老人保健事務費拠出金については、事務費確定に伴い4,000円減額補正し、次の150ページ、6款1項1目介護納付金については、納付金確定に伴い8,428万7,000円減額補正するもので、次の151ページ、7款1項3目保険財政共同安定化事業拠出金は、県内の市町村の国保間の保険税の標準化、平準化、財政の安定化を図るため、一定額以上を超える医療費について、市町村国保間で共同負担し調整するものでありますが、国保連合会からの拠出金見込み増額通知により増額するものであります。

続きまして、152ページをお開きください。

8款1項1目特定健診保健指導事業費につきましては、委託料等において委託している特定健診受診者の増による増額見込みが主なものでございます。

次に、153ページをお開きください。

11款1項3目償還金については、平成26年度療養給付費等負担金、精算返納金確定に伴う増額と、療養給付費交付金については、追加交付となったため、当初予算額を減額するものでございます。

次に、154ページをお開きください。

11款2項1目直営診療所施設勘定繰出金については、平成26年度分の追加交付額を増額補正

するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

まず初めに、国民健康保険税関係については、税務課のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

○税務課長（山口秀昭） それでは、税務課に係ります補正予算について御説明いたします。

予算書の140ページをお開きください。

国民健康保険税の欄になります。1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等の現年課税分につきまして、主に世帯数人数の減少によります実績見込みによりまして減額補正を行うものであります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（西田光寛） 続きまして、保険年金課分でございます。

141ページをお開きください。

4款1項1目療養給付費交付金については、平成26年度退職者医療交付金の確定額決定通知により増額するもの、次の142ページ、5款1項1目前期高齢者交付金については、平成27年度前期高齢者交付金額の決定により減額するもの、次の143ページ、7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金の増額については、県内市町村の国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るために国保連合会からの交付金見込み額通知による補正でございます。

続きまして、144ページをお開きください。

9款1項1目一般会計繰入金の増額については、財政安定化支援事業繰入金について、平成27年度分の算定額決定通知に伴い増額するものでございます。

続きまして、145ページをお開きください。

10款1項1目療養給付費交付金繰越金の減額については、平成26年度の精算金が追加交付となったため、不要となったため減額するもの、次の同款同項2目その他繰越金の増額については、平成26年度繰越金の確定に伴い増額するものでございます。

続きまして、155ページをお開きください。債務負担行為の補正について説明をいたします。

先ほど一般会計でも説明をいたしましたが、国民健康保険特定健康診査受診券作成等業務委託について、主に集団健診の受託期間との日程調整に

おいて、年度当初への日程変更内示があったことから、早期に受診券を発送する必要があるために、平成27年度から平成28年度まで155万円を限度として債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算に係る説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） ただいま、当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 151ページ、今回の保険財政共同安定化事業拠出金のこの根拠、中身もうちよつと教えてください。

○保険年金課長（西田光寛） 国保グループ長から。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛） この保険財政安定化支援事業については、医療費が市町村において高い市町村、低い市町村ありまして、そこを平準化するために各市町村から拠出をして、今度また連合会のほうから交付をする、その中に県からの交付金が投入されて、歳入がふえるような状況になっております。

昨年まで1件30万円以上のものが対象だったものが1円からとなっております。

○委員（上野一誠） 1円。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛） はい。もう全ての医療費が対象になっております。

この金額が大幅に昨年度よりも上がっておる状況で、ことしからだったことから、この算定がまだ難しく、金額の変動が出ている状況でございます。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一） この制度につきましては、今、国のほうで法律等が出まして、県単位で国保運営を行おうというようなことになってまして、その一つの手段として県内全体の医療費を、県内の全国保で、市町村で見ましようというような形で0円以上全部拠出して、そしてその人口とか、いろんなそういう所得とか、そういう割合に応じて、また交付していきましようというような形になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。

○委員（上野一誠） わかったような、わからん

ような。一応、国保世帯の減、あるいは医療費の高額ということが基準にあって、国保の運営というものが非常に厳しいことから、お互いが相互扶助というか、お互いそういうものを持ち合って、やっぱりこういうのをやりましょうということで、新たな制度の中でやったんだとそういう理解をします。

その上で、我々のこの薩摩川内市が拠出金というのは——やっぱり根拠となるべき、この金額に至るその中身、もうちょっと教えてください。

一応、この国保連合会の——平等になっているのか、あるいは人口割りとかいろんなそういうものがあって——この金額に至る中身をちょっと教えてください。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛） もともとこの中は、先ほど部長からありましたように、県内の市町村の国保の拠出と交付金と、イコールに最終的にはなるような状況にございました。

本年度から県からの交付がなされて、うちがもらう分、交付金のほうが多い状態に、総体でなるようになっております。

この医療費の総体の何%ということで、平等に被保険者割りとかはなくて、医療費全体の何%ということで交付がなされるようになっていきます。済いません。

○委員（上野一誠） 30万円が1円からという試算になった、そういうのもこういう上がった理由になるというように理解しとけばいいのかな。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛） 30万円以上の高額の医療が多い市町村が今までは対象になっていたものが、もう全ての、1円からの医療費が対象になったことで、もう総体の医療費が高い市町村と総体の医療費が低い市町村と平準化を少しでも図るような調整がなされてる制度でございます。

○委員（上野一誠） わかりました。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

○委員（森永靖子） 特定健診の受診率は市民健康課ですか——いいですか。受診率はどのくらいでしょうか。何かドックを受けると特定健診を受けなくていいということのようですが、どのくらいでしょうか。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛） 先般11月に平成26年度の法定報告の最終の受診率が出たんですけども、57.5%ということで、

昨年度よりも上がっております。これが県内の19市の中では3番目に高い受診率となっており、また、この特定健診の実施計画の中では60%を目標としていますので、また来年度以降も60%を目指していきたいと思っております。

○委員（森永靖子） いいことだと思います。

市民の中から要望があったのを一つお願いをしたいのですが、その特定健診の中に市独自の認知症にかかわる項目を入れることはできないんでしょうかっていうことですが、どうでしょうか。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛） 今の話は介護のほうで認知予防に取り組んでいる中で、まだその検査というか、その検査項目が厚生労働省がまだ認めてないということで聞いております。

うちの特定健診の項目は、今、CKD等に取り組んでいる関係で、基本項目よりも多い項目を今も追加をしているんですが、今の要望の分は、まだ厚生労働省のたしかまだ許可というか、制度が確立していないということで、なかなか入れるのは難しい状況にあるかと思います。

○委員（森永靖子） グループ長の答弁がどうっていうことではないんですよ。ないんだけれども、今後市独自でそういう、鹿児島県で第3番目ぐらいの受診率でもあるということ、特定健診の中に薩摩川内市でそういう項目を入れていただければもっとふえるのかなという、この間、純心大学で講演があった中で、薩摩川内市はそこまで踏み込んでもらえたらなという意見がありましたのでお願いしたんですが、部長、どうでしょうか。

○市民福祉部長（春田修一） 認知症につきましては、大体MCIを含めまして5人に一人というような推計を私どもも出しております。これにつきましては、高齢になったから、もう認知が出てから云々という話ではなくて、若いうちからでも出てくると。そのための予防が必要というような思いは持って、今、高齢・介護福祉課のほうで認知症予防等も実施しているところでございます。

特定健診の中にそういう検査項目をとということでございますが、今後そういう検査項目が入れられるのかどうか、あるいは個人の負担も含めまして、現在、今、全額市のほうで負担をいたしております。負担金なしということで出ておりますので、そういうどれだけの経費がかかるかという部分も、財政状況も見ながら今後可能であるかどうかというのは検討してまいりたいというふうには

考えております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第301号 平成27年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第301号平成27年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）議案第301号平成27年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

資料は193ページからになりますが、まず歳出について説明いたしますので200ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、平成26年度決算に伴う繰越金の確定額を財源調整し、増額補正するものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

前に返っていただきまして199ページをお開きください。

5款1項1目繰越金については、平成26年度決算に伴う繰越金の確定額を補正するものでございます。

以上で、薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算に係る説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）ただいま、当局の説明が

ありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、所管事務調査として委員会資料に基づき説明をさせていただきますので、市民福祉委員会資料本編の4ページをお開きください。

定例で報告をさせていただいております短期被保険者証・資格証明書の交付状況については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ10月末現在を記載してございますので御参照ください。

次に、委員会資料別冊2、国保新制度移行にかかわる状況についてを説明させていただきます。

これにつきましては、6月の委員会で説明をさせていただきましたが、当時は説明資料等もなく、わかりにくい説明で御迷惑をおかけいたしました。その後、県での説明会等も行われ、資料等も提供されましたので、再度、概略の説明をさせていただきます。

まず、今回の国保改革については、医療保険制度改革法が5月27日に成立しました。その中で一番大きな柱は、国保制度の改革となっております。国民皆保険を将来にわたって維持し、持続可能な医療保険制度を構築することが大きな目的と

なっていますが、そのためには国保の安定化が不可欠となっております。

このため、今回の改革では3,400億円の財政支援の拡充を図ることで、国保の財政上の安定化を図りながら、構造的な問題の解決に取り組むこととしております。

それにあわせまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は資格管理、保険料の賦課、徴収、給付に関する住民に身近な事務を引き続き担うことになっております。このような国保制度が平成30年度からスタートすることになっております。

まず、資料の1ページでございますが、制度改革の背景と方向性であります。増大する医療費と国保の構造的な課題改革の方向性が記載されております。詳細はお目通しください。

2ページには、国保改革の三つの効果と財政支援が記載されております。この中の財政支援につきましては、一部本年度から実施され、保険料軽減の対象となる低所得者層に対して財政支援される制度で、本年度分の増額分につきましては、3月補正で計上する予定になっております。

3ページには、改革による被保険者への効果が記載されております。県が主体となることでサービスの標準化や保険者努力支援制度による健康づくりなどの保健事業の一層の取り組みや一部の高額医療費などの被保険者の負担軽減も期待されております。

4ページには、改善項目ごとに改革前と改革後について記載されておりますのでお目通しください。

5ページには、新制度の施行に向けた主な流れが記載されております。この中の県市町村の協議の場の設置については、本年10月2日に県で説明会が行われ三つの部会が設置されました。この後、この部会においてそれぞれ協議を行っていくことになっております。

市町村では、来年度以降、新システムの導入や改修をする必要がありますので、今後予算をお願いすることになると思います。

また、新制度移行により関係条例等の改正も必要となってきます。来年度、国からの準則等が示され次第、議会へも説明を行いたいと思います。

また、来年の夏以降、新制度における保険料率の検討と決定をする必要があります。これについ

ても情報が入り次第、皆様にお知らせし、検討していただくことになります。

6ページには県の、7ページには市町村の制度施行に向けた主な課題が示されております。

8ページには、新制度の保険料の賦課・徴収のイメージ、9ページには、国保財政のイメージがそれぞれ記載してございますので御参照ください。

保険料の賦課の仕組みについては10ページをお開きください。

まず、県は県内の医療給付費の見込みを立て、県内市町村ごとの国保事業費納付金を算定します。これについては、各自治体の医療水準や所得水準を考慮することとなっております。

次に、県が設定する算定方式により、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表することになります。市町村は、県が示した標準保険料率を参考に、各自治体の状況に応じてそれぞれの保険料率を定め、保険料を賦課し、徴収することになります。

10ページの下の方をごらんください。

県がA市とB町に県に納めてもらう納付金を示し、標準保険料率はそこに記載してあるように、標準的な収納率と標準的な算定方式により算出することになっております。市町村では、県が示した算定方法と収納率等を自身の自治体の状況に合わせて、算定方式の変更、例えば3方式から2方式や収納率の見直し等により金額の変更を行うことができるようになっております。

次の11ページには、5ページと同様、年度ごとのスケジュールが示されております。

次の12ページには、今回の新たな財政支援の一つとして、保険者努力支援制度が設けられております。予算規模は700億円から800億円とされており、実施は当初平成29年度からとされておりましたが、前倒しする可能性も検討されているようです。

内容は、各自治体の取り組みで、特定健診等の保健事業の取り組みやジェネリック医薬品の使用割合や収納状況等に応じて補助を増額、仕組みと聞いているところでございます。

次の13ページには、新制度に対応したシステムの開発とスケジュールが記載されておりますのでお目通しください。

最後に、資料として県内市町村の国保の現状で、県が取りまとめ公表しているものでございます。

15ページに市町村国保が抱える構造的な課題

として、年齢構成、財政基盤、財政の安定性、市町村格差が記載されております。下段には、財政収支状況、次ページには、県全体の国保の収支状況、17ページには、各保険者別の収支状況、18ページには、国保主要データが示されており、いずれも国保財政の厳しい現状がわかるデータとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これを含めて所管事務全般について、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）ちょっと1点だけ、質問させていただきます。

国保の説明をお聞きしましたけれども、3,400億円の追加公費という中身はどういったものなのでしょうか。

○保険年金課長（西田光寛）3,400億円のうちに本年度から補助が増額されるのが低所得者に対する減免に対する補助の増額分ということで、当初5割、7割軽減のみが対象だったものが、それぞれ2割ずつ増額されて、そのうち3割が補助対象でなかったものが対象となってきた……

○委員（福田俊一郎）私の質問の仕方が悪かったので質問し直しますけど、3,400億円を追加投入して、今まで不足していた分を補うということなんで、その3,400億円の要するに財源の中身、公費って書いてあるものですから、国が出すのか、各市町村がちょっと増額して集めて、さっき3方式という課税のことを言われましたけれども、その3,400億円の中身、財源ですね。

○保険年金課長（西田光寛）全額、国が負担します。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。課題は多いんですけどね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員会議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

再会はおおむね13時といたします。

~~~~~

午後0時4分休憩

~~~~~

午後1時 開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）休憩前に引き続き会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第269号—議案第271号

○委員長（永山伸一）まず、議案第269号から議案第271号までの議案3件を一括議題とします。

これらの議案3件については、公の施設の使用料について見直しを行うものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行ったのち、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）障害・社会福祉課です。

それでは説明させていただきます。議案第269号から議案第271号までの3議案について、一括説明させていただきます。

まず、議案第269号薩摩川内市社会福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりその3の269—1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、議会資料（使用料・手数料改定関係）の3ページをお開きください。

対象施設は、上甕町に設置してある上甕生活館、上甕保健福祉館及び下甕町に設置してある下甕手打へき地保健福祉館、下甕子岳へき地保健福祉館の4社会福祉施設ですが、今回、使用料の改定を行うのは、上甕町の上甕生活館及び上甕保健福祉館の2館です。

改定内容は、和室の1時間当たりの使用料の見直しで、一般利用者について、60円から70円に10円の引き上げを行うものです。

次に、議案第270号薩摩川内市サン・アビリ

ティーズ川内条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりその3の270—1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので、省略させていただきます。

議会資料の4ページから6ページをお開きください——よろしいでしょうか。改定内容は、永利町にあるサン・アビリティーズ川内の施設使用料の専用使用について、障害者以外の者または障害者団体以外の団体が使用する場合の区分ごとの使用料を、市内の他の体育館と同様の使用料になるよう改定するもので、引き上げ幅は使用者が入場料等を徴収しない場合が20円から540円、使用者が入場料等を徴収する場合が200円から4,050円となっています。

また、施設の一部使用についても、他の体育館と同様になるよう、利用面積に応じて、バレーボール、バドミントン、卓球と細分化し、1コート当たりの1時間の使用料を改定するものです。

最後に、議案第271号薩摩川内市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりその3の271—1ページをお開きください。

提案理由については、本会議で部長が説明しておりますので、省略させていただきます。

議会資料の7ページと8ページをお開きください。

冷水会館、永田会館、杉ノ角会館及び入来会館の4隣保館の会議室等の使用料について改定するものです。

改定内容は、会議室等の1時間当りの使用料の見直しで、一般利用者について引き上げの幅は10円から90円となっています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 今回、いろんな値上げの条例が出ていますけど、根拠的にこういう50%とか上げていきやならない基本的な根拠というか、それはなんですか。なぜ上げなきゃいけないかという。

**○委員長（永山伸一）** 財政課でよろしいですか。

**○財政課長代理（南 輝雄）** 財政課です。

今回の手数料・使用料関係の見直しでございますけれども、平成18年から4年に1回ごととなっております。

大きな目的としましては、類似の施設の調整、同じような施設が同じような使用料になるように調整するというのが、まず一つでございます。これにつきましては、合併前の使用料がそれぞればらばらだったということで、その統一を図ろうというものでございます。

もう一つは、コストの適正化ということで、コストに見合った使用料を設定するというで、コストの計算を行いまして、使用料で言いますと、おおむね2分の1の負担をいただくというような格好で整理をしております。

以上が今回の見直しの方針でございます。

以上です。

**○委員（上野一誠）** 福祉施設含めてですけど、私は、基本的には、やはり市民が使う施設については、市民のためにつくられた施設であるので、できるだけこういう使用料も最大努力をして、使いやすい、市民の負担を軽減していくという基本にあってほしいと思っているんですよ。

そういう意味では、今回いろいろと、10円とか何十円とか上げる中で、本当に、そういうのを上げなきゃいかんのかなと思うんですけど。今回の条例でどのくらいこれで収入がアップする試算をしているんですか。

**○委員長（永山伸一）** 上野委員、市全体ですか。

**○委員（上野一誠）** いや、今のこの、今の提案の部分だけでいいですよ。市の全体もわかれば。

**○委員長（永山伸一）** 課長のところでわかりますか、試算してありますか。3施設の使用料。

**○障害・社会福祉課長（宍野盛久）** まず、社会福祉施設の関係ですが、これは一般の利用について、使用料を今回上げるもので、地域の方々が使う分については、年間600円ということで払っていらっしやいまして。今回、一般の人の利用について上げるものなんですけど、一般の利用については、この社会福祉施設については、ほとんど件数が上がっておりません。去年、下甌のほうの施設で何件か上がっているぐらいです。社会福祉施設のほうでは、ほとんど収入は見込まれておりません。



それから、サン・アビリティーズ川内のほうは、障害者につきましては、減免というか無料になっておりますので、一般の利用について上がりますが、年間、大体、一般の利用者が約3,000件ぐらいありまして、現在の収入の約20%ぐらいを見込んでおります。

○委員長（永山伸一）増分ですね。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）はい。それから、隣保館につきましてですが、隣保館につきましても、今の使用形態が地域の利用がメインになっておりまして、その他の利用については、年間それぞれ、あるところとないところがあるんですが、結構使われているのが冷水会館と入来会館でございまして、そこは、収入増としても多分1万円前後じゃないかと考えております、年間増があっても。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

○委員（上野一誠）分かりました。今回上げたことで、そう影響は及ぼさないということであります。それは理解しました。

これ1点、要望ですけども、いろいろ施設の統廃合によって、いろんな施設がいわば普通財産になって、全部償却していくんですけども。できるだけ地域にとっては、この施設がなくなることに応じて、いろんなやっぱり懸念やら、いろいろあるので、この施設の影響がないということであれば、それで理解したいというふうに思いますが。できるだけ親しみやすい、せっかくある施設ですので、わずかな10円でも言う人は言いますから。「上がったのか」とか言う人はいるから、やっぱりそういう意味では、施設の使い勝手のいい施策を、ぜひ一つ今後も展開していただきたいというふうに、これは意見、要望として申し上げておきます。

○委員長（永山伸一）意見、要望です。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）1点質問させていただきます。

先ほど財政課のほうで、値上げの根拠で、類似施設の統一というふうにおっしゃったんですが、これ率直に考えますと、合併直後やったらまだわかるんです。平成18年から、4年おきに改定ということは、もう既に2回はされているというこ

とが言えるわけで、今でもまだ、その類似施設で料金が、やっぱり統一されていないところというのはあるのでしょうか、市内全域で。

○財政課長代理（南 輝雄）財政課です。

統一の関係で言いますと、今回の見直しで、全体の約73%程度が調整済んでいます。ある程度、横並びになっているということでございます。

これまで、まだ、73%ということなんですけども、原因としましては、もともとの受益者負担額、コストの部分と開きが上がって、おおむね上げてきているんですけども、改定制限率を設けておりまして、一度に上がらない。今回で言いますと、最高が50%になっております。

金額によっても違いますけども、一番高いのが50%でございまして、この関係でどうしても、これまで2回やったわけですけども、その中でも受益者負担に追いついてなくて、今回やっと73%までいくというような状況でございます。

以上です。

○議員（谷津由尚）はい、わかりました。

ということは、その統一化していくということは、逆に値下げをするパターンもあり得るという認識でよろしいですね。

○財政課長代理（南 輝雄）今回におきましても、おおむね引き上げが多いんですが、引き下げのほうも約5%程度ございますので。そういうことでコストの状況、あと改定制限率の関係等において、引き上げ、引き下げ出てきているということでございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

では、これより討論、採決を行います。

まず、議案第269号薩摩川内市社会福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２７０号薩摩川内市サン・アビリティーズ川内条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２７１号薩摩川内市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第２７２号 サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第２７２号サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）それでは、議案第２７２号サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定について説明いたします。

議案つづりその３の２７２―１ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームです。

指定管理者に指定する団体は、特定非営利活動法人川内スポーツクラブ０１で、現在も指定管理者でございます。

指定する期間は、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５年間でございます。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので、省略させていただきます。

内容について、議会資料で説明いたします。議会資料の指定管理についての議会資料の１８ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設の概要等は記載のとおりで、指定管理者に行わせる業務は、サン・アビリティーズ川内の維持管理に関する業務、サン・アビリティーズ川内の運営に関する業務、ふれあいドームの維持管理に関する業務、ふれあいドームの運営に関する業務、その他市が必要と認める業務及び自主事業でございます。

なお、現在、障害・社会福祉課がサン・アビリティーズ川内、高齢・介護福祉課がふれあいドームの所管課であり、それぞれの課が特定非営利活動法人川内スポーツクラブ０１を指定管理者にしておりますが、両施設の効率的な維持管理、運営等を行うため、今回、両施設について一括して指定管理者の指定を行うこととしております。

指定管理候補者である特定非営利活動法人川内スポーツクラブ０１の概要については、１９ページに記載してあるとおりです。

指定管理候補者が示した事業計画の概要については、１９ページから２０ページに記載してあるとおりです。

次に、選定経過の概要について説明いたします。２０ページをお開きください。

本選定委員会は、本年８月１１日に開催いたしました。選定委員は、市民福祉部長を委員長として、内部委員４名、外部委員４名の計８名で当たりました。

応募団体数は１事業者でした。候補者のヒアリングを含め審査を行った後に採点した結果、施設の現状を把握し、適切な維持管理等に要する経費の調和が図られているので、特定非営利活動法人川内スポーツクラブ０１を指定管理者の候補として選定いたしました。

なお、採点結果表については、２１ページにありますとおり、配点８００点に対し６２３点で、得点率７７．９％でありました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

歳出から説明いたします。予算に関する説明書の34ページをお開きください。

3款1項2目身体障害者等福祉費の一般障害者自立支援事業費は、心身障害者扶養共済制度の新規加入者が1名あったことに伴う、県への加入負担金の増額補正です。現在の加入者は、今回の1名を含めて33名です。また、現在の年金を受給されている方は44名です。

次に、障害者（児）自立支援事業費が、障害者自立支援等給付費の実績見込みによる増額補正及び障害者福祉サービス利用料助成の実績見込みによる増額補正です。

次に、障害児通所支援事業費は、放課後等デイサービス事業の実績見込みによる増額補正、放課後等デイサービス利用者負担金助成の実績見込みによる増額補正及び障害児通所給付費等国庫負担金確定によります精算返納金です。

次に、歳入でございます。予算に関する説明書の15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済等への新規加入者1名分の共済掛金の増額補正です。

次に、17ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援等給付費の実績見込みによる国庫負担金の増額補正です。同じく3節児童福祉費負担金のうち障害・社会福祉課分は、放課後等デイサービス事業の実績見込みによる児童発達支援センター給付費負担金の増額補正です。

次に、20ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援等給付費の実績見込みによる県負担金の増額補正です。同じく3節児童福祉費負担金のうち障害・社会福祉課分は、放課後等デイサービス事業の実績見込みによる児童発達支援センター給付金の増額補正です。

続きまして、予算に関する説明書の7ページをお開きください。

サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定に伴い、指定管理料の債務負担行為を設定するものです。設定期間、平成28年度から平成32年度までといたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）市民福祉委員会資料の5ページをお開きください。平成27年度の臨時福祉給付金について説明いたします。

平成27年度の臨時福祉給付金につきましては、6月議会の市民福祉委員会で制度の概要等を説明

したところですが、今回は前回の支給状況等について説明いたします。

臨時福祉給付金の支給目的については、平成26年4月からの消費税率の引き上げによる低所得者への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として支給するものです。

支給対象者は、基準日、平成27年1月1日現在において、住民基本台帳に記録されており、平成27年度分の市民税が非課税の方です。

また、その方が、市民税が課税されている方の扶養親族となっている場合や、生活保護の被保護者となっている場合は支給の対象外となります。

支給額は一人につき6,000円です。申請締切日は平成28年2月3日です。支給対象予定者数は、平成27年11月24日現在で2万5,428人を見込んでいます。

支給者数、支給金額についてですが、現在1回目の支給を10月22日、2回目の支給を11月24日に行っており、支給者数の合計は2万1,428人、支給対象者の約84%で、支給金額の合計は1億2,856万8,000円です。なお、3回目の支給を12月22日に計画しており、約1,000名に支給する予定です。

予算措置額は、2億142万9,000円です。そのうち交付金額、給付金額は1億6,200万円です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

**○議員（谷津由尚）** ありがとうございます。

これは、ちょっと部長に質問させていただきたいと思います。1点です。

実は、先ほど、この指定管理者のところで、採点結果表を見て痛切に感じとったんですけど、例えば、これが建設部とかそういうところの、土木技術とかそういうのが入る要素があると、そういう点数でいいのかなと思うんですけど。今回の、例えばサン・アビリティーズ川内のこの採点結果表を見たとき――21ページです。例えば、サン・アビリティーズ川内は01さんがやっておら

れて、薩摩川内市で3本指に入る年間利用者が多い施設なんです。

そうなった場合、この2番目の「利用促進、利用者増への取り組みがあるか」、こういうところは満点になってもいいんじゃないかと思うんです。

ということは、この採点の仕方に当然厳しい基準があつて採点をなさっているんだと思うんですけども、そのいいところはいいで、私は、明確にすべきじゃないのかなと、逆に思うんです。

やっぱり厳しく見るべきところは厳しく見て、ここは絶対いいよねというところは、めり張りをつけた配点というのは、やっぱりすべきじゃないのかなと思うんです。

これは、市民福祉部さんが絡むところ全般ということで、部長のほうに済いませぬ、答弁をお願いします。

**○市民福祉部長（春田修一）** 6人あるいは8人のそれぞれの委員が、それぞれの判断でされた部分でございます。民間の方も含めてだと思います。

ここの視点につきましては、一応、私どもとしては、委員の方にこういう視点でという形で、ある一定の視点の部分は出していただいております。

その中で、それぞれの委員に採点をしていただいているところでございまして。ただ、おっしゃいますように、3本指に数える、利用者が多いところだということでございまして、それぞれの委員も、点数を見ていただいたときに、8割近い、合計点では点数入れていただいておりますので、非常に満足されているということだとは思っております。利用促進、利用者増への取り組みという形では、具体的にこうこういう取り組みをとかな部分で、判断したところでございまして、なかなか答えにくいところなんです。それぞれの委員の思いがあつてのことしか、この点数が出なかったというしか言えないのかなとは思っております。

ちょっと苦しい答弁です。

**○議員（谷津由尚）** 苦しいと思うんです。

ただ、80点満点の62点の場合、あと18点は何に問題があつたんですかというところは、やっぱり市民に明確にせないかんです。

その明確にするもんが、もしないんであれば、それ、満点の80点をここでは出すべきだと思うんです。

ぜひ、そういう採点の仕方に、今後は検討していただきたいんですけど、いかがですか。

○市民福祉部長（春田修一）ただいま、いただいた御意見につきましては、4年後には評価をすることになります。そして、その評価を受けて、指定管理者の選定という形に今後流れていきます。

この間に、今出された御意見については、反映できるように検討してまいりたいというふうに考えます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で障害・社会福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

△議案第273号―議案第274号

○委員長（永山伸一）まず、議案第273号及び議案第274号の議案2件を一括議題とします。

これらの議案2件については、公の施設の使用料について見直しを行うものでありますので、一括して説明を求め質疑を行ったのち、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第273号と議案第274号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第273号薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案つづりその3の273―1ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

議会資料（使用料・手数料改定関係）で御説明いたしますので、9ページをお開きください。

対象施設は、永利にありますふれあいドームと樋脇もくもくふれあい館、下甕高齢者多目的ホールの3施設であります。

ゲートボール場、テニスコートの使用料見直しで、一般利用者は110円から150円の値上げ、市内の高齢者などと中学生以下につきましては、

10円から80円の値上げであります。

次に、議案第274号薩摩川内市上甕総合センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案つづりその3の274―1ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

274―2ページの別表をごらんいただきたいと思います。

今回の見直しは一般利用者の各部屋の料金見直しで、これまで60円であった使用料が70円に10円の値上げとなったものでございます。

その他の使用料につきましては、据え置きとなっております。

また、その下の備考の括弧4の使用時間について追加をしてございます。

議会資料（使用料・手数料改定関係）の10ページをごらんいただければ、今回の見直しの積算根拠等につきまして記載をしてございます。

今回の料金改定に伴います影響額でございますけれども、平成26年度の実績をもとに計算をしましたところ、ふれあいドームについては、平成26年度は185万6,000円ほどだったのが、新料金で計算をしますと227万1,000円程度、41万5,000円程度上がるようでございます。22%ぐらいの増になっております。

樋脇もくもくふれあい館につきましては、平成26年度年間使用が7万500円程度でしたが、新料金では9万6,700円程度、2万6,200円程度上がるようです。37%の増でございます。

下甕高齢者多目的ホールにつきましては、平成26年度が6,300円だったのが、7,000円に700円の増、11%ぐらいの増となる予定でございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

まず、議案第273号薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第274号薩摩川内市上甕総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第275号 薩摩川内市高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第275号薩摩川内市高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第275号薩摩川内市高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその3の275—1ページをお開きください。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

まず初めに、入来高齢者福祉センターの廃止について説明をさせていただきます。議会資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

9月の委員会におきましても説明をさせていただきましたけれども、1の施設概要でございますけれども、入来町副田牛木ヶ丸5735番の土地4,754.68平方メートルと、昭和46年建築の鉄筋コンクリート造913.05平方メートルと、平成8年に増築をされました鉄骨造の31.16平方メートルの建物でございます。

場所につきましては、23ページの位置図を御参照いただきたいと思います。

2の経緯及びスケジュールでありますけれども、昭和46年に建設された建物で、建築から44年経過しておりまして、公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分けにおいて、閉鎖とされた建物でございます。

また、これまで地元の方々とも協議をさせていただき、おおむね閉鎖について御理解をいただいたことから、当該施設を閉鎖しようとするものでございます。

スケジュールにつきましては記載のとおりであり、平成28年4月1日から閉鎖の予定としております。

なお、閉鎖後の利活用については、譲渡や貸し付けなど考えられますけれども、まだ決定はしてないところでございます。地元の方々からは、利活用がない場合は解体をしてほしいとの要望を受けております。また、地元副田地区コミュニティ協議会のほうから、この施設が閉鎖されたこの後につきましては、文化ホールや湯之山館を中心に地域活性化を図っていくとのコメントをいただいているところでございます。

議案つづりその3の275—2ページをお開きください。

上から3行目からでございます。

入来高齢者福祉センターを廃止することにより、当該条例につきましては、上甕老人福祉センターのみの単独条例となります。上甕老人福祉センターは直営で管理をしていますため、第3条から第9条の指定管理者に関する条項を削除し、以下条文中の指定管理者の表記を市長に改めるものでございます。

次に、使用料の見直しであります。上甕老人福祉センターの使用料は、中ほどの表のとおり改めるものでございます。

和室、研修室、休憩室の高齢者及び障害者と中学生以下については据え置きで、その他につきま

しては、10円から80円の値上げとなっております。

積算根拠などの詳細につきましては、議会資料（使用料・手数料改定関係）の11ページから13ページでございます。

今回の改定の影響額でございますけれども、老人福祉センター平成26年の実績が6万5,400円ほどでした。新料金で計算しますと、9万4,000円ほど、2万8,600円ほどの値上げになります。影響額は43.8%でございます。これは一般のホールの利用者が多かったため、この改定率がちょっと高い部分が多いので、影響率が43%となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 議案第275号ですけど、一応、説明は理解しましたが、地域に対するこのことの、廃止の通達なり、周知というのはどう考えておるのか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** これまで、地元の方々とは5回ほど協議をさせていただきました。こちらが出向いて説明をさせていただいたところです。

また、地元のほうでも2回ほどこの廃止案件について協議をしていただいて、納得していただいたところです。

今回の条例、議決をいただきますと、施設のほうに張り紙をしたりとかいう形で、周知は図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○委員（上野一誠）** 地元説明といっても副田の役員会の説明会になっていると思うわけよな。市全体、町全体にはなってないと思うわけよ。そういう意味では張り紙で済むのかということだから、やっぱり、まち全体には、それなりに何らかの形で、そういう周知を図る必要があるのやないの。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 当初、入来地域の地区コミの会長さん方に集まっていたいで、2回ほど協議をさせていただきました。その後、地区の方々の御意見等を取りまとめでいたきたいということで、お願いしたところです。

副田地区だけは、自治会長にも説明をしてほし

いということでございました。その他の地域の方々は必要ないよということでございましたので、副田地域の地区コミの会長をお願いをして、自治会長さんたちが集まるときに説明に行きますということでお話をして、防災会議のときでございましたけれども、そのときに来てくれということでありましたので、お伺いをして説明をさせていただいたところです。

その中でも、今後こういう方針で考えてますと、各地域の実情等を聞いていただいて、また御意見があったら、こちらのほうに上げていただきたいということでお願いをしました。

その後、副田地区の地区コミの中でも、2回ほど会議を開かれて、一応、理解はするけれどもという話で、「もうしょうがないよな」ということで、おおむね御理解をいただいたという形で、こちらのほうは判断をしたところでございます。

それで、議員が言われますけれども、全員になかなか回ってない部分はあるかもしれませんが、今後、張り紙等で周知は図っていききたいなということで考えておるところでございます。

以上です。

**○委員（上野一誠）** そんなに難しいことかな、地域にそんなに周知を図ることが。張り紙、張り紙ちゅうけどさ。行政として最大のやっぱり責任を果たすべきだと思うけど。姿勢の問題。

自治会長がしっかり伝えるところもあれば、自治会長に言うたからいいちゅうんじゃないで、全体に伝える分があればいいんだけど、それは何らかの形で、やっぱり行政はやるべきでしょう。どうですか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今、説明を課長のほうがるるしましたが、入来町の考え方の理由というのも多岐にわたっておりましたので、支所とも協議をしながら、一番的確な周知の方法等について、今後検討していきたいというふうに考えております。

**○委員（上野一誠）** そういう答弁であるべきだと思います。

というのは、あそこに社協が入っているでしょう。そうすると、温泉も使う人もいるんだけど、やっぱりそういうことを考えると、社協が今後支所に移るといふ形になるんでしょう。そういうことも含めて、やっぱり総合的に、皆さんには報告をする必要が、行政としてはあるんじゃないのと

いうことを言っているわけ。今の部長の答弁で、了解しました。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第276号—議案第277号

○委員長（永山伸一）次に、議案第276号及び議案第277号の議案2件を一括議題とします。

これらの議案2件については、関連がありますので、一括して説明を求め質疑を行ったのち、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第276号と議案第277号につきまして、一括して説明をいたします。

まず、議案第276号薩摩川内市生活支援ハウス条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案つづりその3の276—1ページをお開きください。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

下甌生活支援ハウスにつきましては、公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分けにより、処分財産とされたもので、普通財産にし、薩摩川内市社会福祉協議会に無償貸し付けするため廃止をするものでございます。

次に、議案第277号財産の無償貸付についてでございます。

議案つづりその3の277—1ページをお開き

ください。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

貸し付けする財産は、下甌町手打字茶園955番3のほか2筆の土地と、鉄筋コンクリート造などの建物でございます。詳細につきましては、277—2ページをごらんいただきたいと思います。

277—1ページにお戻りください。

貸し付けの相手方は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、貸し付けの条件は、社会福祉施設等として使用することとしております。貸し付け期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

位置図等につきましては、添付の資料を御参照いただきたいと思います。

当該施設につきましては、平成11年に建設された建物でございまして、利用者の減少等により平成23年4月から機能を鹿島生活支援ハウスと統合をし、現在は甌島敬老園のデイサービスのサテライトとして使用しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

まず、議案第276号薩摩川内市生活支援ハウス条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第277号財産の無償貸付について、



討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第278号 樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定について

**○委員長（永山伸一）** 次に、議案第278号樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定ついてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** それでは、議案第278号樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案つづりその3の278—1ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、樋脇もくもくふれあい館でございます。

指定する団体は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもあります。

指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

内容につきましては、議会資料で説明させていただきますので、議会資料の24ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりであり、指定管理者に行わせる主な業務は、ゲートボール場の管理運営でございます。

指定管理候補者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要及び当候補者が示しました事業計画の概要は、24ページから26ページに記載してあるとおりでございます。

資料の26ページをお開きいただきたいと思います。選定経過の概要であります。

選定委員会は、本年8月11日に開催をしました。申請団体数は1団体でありました。市民福祉

部長を委員長とし、内部委員3名、外部委員3名の計6名により、候補者のヒアリングを含め審査を行った後に、採点した結果、27ページにありますとおり、配点600点に対し480点で、得点率80%でありました。

当該指定管理候補者はこれまでも施設の設置目的等を十分に理解し、適切に管理をしていただいたこと、また、今回の選定委員会の審査結果も踏まえて、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定をいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（永山伸一）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について御説明いたします。

各会計の提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

最初に歳出から説明させていただきますので、

予算に関する説明書の３５ページをお開きいただきたいと思います。

３款２項３目介護保険対策費では、１億２,５３８万７,０００円の減額補正であります。１９節負担金補助及び交付金では、第６期介護保険事業計画において、グループホーム４施設の増床に伴います補助金を予定しておりましたが、増床を要望された法人等から今年度の補助金交付の要望がなかったため、その全額を減額をするものでございます。３施設につきましては、これまで保有しておりました施設の転換等で実施をする、あと残りの１施設につきましては、来年度以降補助金の要望をしたいということでございました。

２８節繰出金では、介護給付費のうち居宅介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費等の予算不足が予想されるため、２,５００万円を増額するとともに、一次予防事業の減額等に伴い１９万９,０００円を減額することとしました。

よって、介護保険特別会計の繰出金を差し引き、２,４８０万１,０００円増額するものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。１８ページをお開きください。

１５款２項２目民生費補助金のうち高齢・介護福祉課分は、２節老人福祉費補助金１億５,０１８万８,０００円の減額で、歳出で説明いたしました、グループホーム増床に伴います補助金の減額でございます。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。７ページをお開きください。

資料３行目です。サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームのうち高齢・介護福祉課分のふれあいドームと、その下の樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があります。今回補正するものであります。

以上で、一般会計にかかわります説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第３００号 平成２７年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

**○委員長（永山伸一）** 次に、議案第３００号平成２７年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** それでは、議案第３００号平成２７年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。

歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の１８２ページをお開きください。

１款１項１目居宅介護サービス費の増額補正につきましては、サービス利用者の増加に伴いますものでございます。

１８３ページをごらんください。

１款４項４目高額介護サービス等費の増額補正は、サービス利用者の増加に伴いますものでございます。

１８４ページをお開きください。

１款５項７目特定入所者介護サービス等費の増額補正も、同じくサービス利用者の増加に伴います増額でございます。

１８５ページをごらんいただきたいと思います。

１款６項１目介護予防サービス費の増額補正も、同じくサービスの利用者増加に伴うものでございます。

１８６ページをお開きください。

１款７項３目高額医療合算介護サービス等費の増額補正も、同じく利用者の増に伴うものでございます。

１８７ページをごらんください。

３款１項４目一次予防事業費の減額補正は、介護予防元気度アップ事業のポイント数の実績見込みによります減額でございます。

１８８ページをお開きください。

３款２項１目介護予防ケアマネジメント事業費の増額補正は、職員手当の増額でございます。

２目総合相談事業費の増額補正は、市内の在宅介護支援センターに委託している高齢者宅の定期訪問や介護保険の代行申請などが増加しているため、増加するものでございます。

５目任意事業費及び７目包括的支援事業一般管

理費につきましては、財源の調整でございます。

189ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金の増額補正は、平成26年度からの繰越金確定に伴います増額でございます。

190ページをお開きください。

6款1項2目償還金の増額補正は、平成26年度分の介護給付費の確定に伴います国庫支出金等精算返納金の増加でございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。174ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費負担金の増額補正は、居宅介護給付費等の増加に伴います補正でございます。

175ページをごらんください。

4款2項4目地域支援事業交付金の1節の減額は、一次予防事業費の減額に伴います補正であります。

3節の増額は、総合相談事業費等の増額に伴います補正であります。

176ページをお開きください。

5款1項1目介護給付費交付金の増額補正は、居宅介護給付費等の増加に伴う5,600万円の増額と昨年度過大交付分で、返還額が本年度交付分に充当されます643万2,000円の減額分でございます。

2目地域支援事業支援交付金の減額補正は、一次予防事業での減額に伴います補正でございます。

177ページをごらんください。

6款1項1目介護給付費負担金の増額補正は、居宅介護給付費等の増額に伴います補正であります。

178ページをお開きください。

6款3項1目地域支援事業交付金の1節の減額は、一次予防事業費の減額に伴います補正であります。

3節の増額は、総合相談事業費等の増額に伴います補正でございます。

179ページをごらんください。

9款1項1目一般会計繰入金の1節介護給付費繰入金の増額は、居宅介護給付費等の増額に伴います補正でございます。

4節の減額は、一次予防事業費の減額に伴います補正であります。

5節の増額は、総合相談事業費等の増額に伴い

ます補正であります。

180ページをお開きください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、昨年度繰越金の確定に伴い決算余剰金が発生したため、基金繰入金として予算計上した分を減額するものであります。

181ページをごらんください。

10款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため増額するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について御説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料の6ページをお開きください。

高齢者介護予防コーディネート事業について御説明をさせていただきます。

まず、上の図をごらんいただきたいと思います。団塊の世代の方々が全て75歳以上となります平成37年をめどに、介護が必要となった状態にな

っても、住みなれた地域で暮らし続けることができるように、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の五つのサービスが一体的に提供できるよう、地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

そこで、この事業の目的でございます。下のほうに書いてございますが、現在、薩摩川内市の65歳以上の高齢者数は約2万8,000人、高齢化率29.1%ですけれども、平成37年には、約3万人、33.9%になると推計をされております。ますます、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくことが予想をされております。

また、現在の介護保険料は、基準額で月額6,100円でございますけれども、このままで推移をいたしますと、平成37年には1万円程度になるのではないかと予想をしているところでございます。

そのような中、介護が必要な状態となっても、住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするために、それぞれがその有する能力に応じた柔軟な支援体制を講じることで、高齢者の自立意欲の向上と地域とのつながりが図られるものと考えているところでございます。

高齢者の多くの方々は、要介護状態になっていらっしゃる方々でございます。

このような方々が、地域で参加できる機会をふやしていくことが、高齢者の方々の生きがいつくりや介護予防につながっていくものと考えているところであります。

事業の内容ですけれども、元気な高齢者が虚弱な高齢者を支える体制づくりを、例えば、ごみ出しや買い物代行、話し相手などを。また、介護予防に資する体制づくりをということで、例えば、地域の中でサロンやコミュニティカフェなど交流の場の開設などを、それぞれの地域に応じたものを実施していただきたいと考えております。

事業の進め方といたしまして、今年度はモデル事業として、平佐西、水引、永利、吉川、湯田の5地区で、今月からモデルとして事業を実施をしていただいているところでございます。

今後は、この事業を全市的に広げていきたいということで考えているところでございますけれども、来年度は、この5カ所等も含めて15カ所程度、モデル事業をしていただくことができないかなと考えているところでございます。

以上で説明終わります、よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）済みません、この介護予防コーディネート事業についてです。

この事業の進め方としてのモデル事業です。これ今年度スタートされているようですね。この5地区については、それぞれ違ったモデル、内容的には全然違った形でされておるのでしょうか。

○委員長（永山伸一）誰か答弁のほうできますか。

○主幹兼介護給付グループ長（上蘭哲也）各コミュニティ協議会の皆さん方には、先ほど課長が申しましたように、その地域に合わせた形の取り組みをしてくださいというお話をしております。

校区的に大きな永利と平佐西がございますけれども、永利と平佐西においては、コミセンが中心となって、各自治会に代表者みたいな方を出していただいてっていう、そういう組織づくりをやってまいりたというお話を聞いてございます。

あと、一方、吉川、湯田につきましては、コミの主事さんが、閉じこもりがちなサロンにも出ていらっしゃらないような高齢者のお宅を回って、声かけをしていったりだとかっていう形のものを、最初手始めとしてやっていきたいという形で、お話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員（森満 晃）ということは、この地区でも、やはりコミュニティを中心になって、その中の例えば、部会があればその中でやっていくということですか。

この5地区の選定理由というのは、わかりますでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）こちらのほうから、地区コミの方々に説明をさせていただいて、手を挙げていただいたところが、今回、5地区でございました。

その中で、ヒアリング等もさせていただいた中で5地区を選定をさせていただいたところです。

来年度以降、また広げていきたいということでございますけれども、この5地区の事業実績等を、2月のコミ協会長会等でも御説明をいただいたりとかしながら、その後、手挙げをしていただいて、

またヒアリングをさせていただきながら、選定をしていきたいということで考えています。

以上です。

**○委員（森満 晃）** 1年されて、成果がまた来年に活用されればいいと思うんですけど。その中で、コミュニティとして、あるいはコミュニティの規模もあるでしょうけれども、役員の負担がこれによってふえるようなことがないように、お互いコミュニティの役員の方々も結構高齢の方がいらっしゃるんで、そういった意味で、これが負担にならないように、いい形で進んでいていただければと思います。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** 意見であります。ほかにございませんか。

**○委員（中島由美子）** この間、ちょっと窓口に行ったんですけど、相談であったんですけども、介護の方に、ちょっと名前はわかってないんですが、介護をされる方に対しての補助金がありますよね。いろいろ紙おむつだったり、いろいろ買う。その中身を教えていただけますか。——介護をする方に対して、いろいろ物が買える、その概要です。どんな方にどれくらいの物が買えるのか。あと、対象者です。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 介護用品の助成がございます。

寝たきり老人の方々等を、6カ月期間の中で3カ月以上継続して介護をしていらっしゃる方に対して——これは別だ……。

寝たきり老人介護手当と、これは半年で6万円、2月と8月の申請時期がございます。その分と、寝たきりまたは重度の認知症の高齢者を在宅でされていらっしゃる方々に、課税世帯につきましては、介護用品を買う分の1年間3万6,000円分、非課税世帯につきましては、年間7万5,000円分の利用券を発行をしております。これは市の指定の協力店のほうで購入ができるものでございます。

中身といたしましては、紙おむつであったり、尿とりパッド、失禁用パッド、使い捨て手袋、あと、ドライシャンプー、お尻拭き等を使えるという形になっております。

**○委員（中島由美子）** 大変喜んでもらっているサービスなんですけど、その買えるものが例えば、言ってこられた方が、お尻拭きの件で、お尻拭き

には、乳幼児用、赤ちゃん用と高齢者用と介護用品とあると。用途が違うと言われれば違うのかももしれないけれども、中身は一緒なんです。お尻を拭くという目的は一緒なんです。

乳幼児用は、小さなサイズでたくさん入っているんですよ。現物を持ってこられたもんですから。高齢者用は大きなサイズで、枚数が少ないんです。金額が一緒なんです。

そうしたときに、こんな大きなサイズのものを、毎回毎回1枚ずつ使うというのは、もったいないじゃないかという考えのもとで、介護なんだけれども、乳児用のお尻拭きを買ったら、「これは、このサービスに当たりません」と言われて、だったんです。

だけど、いろいろ使い勝手ということを考えると、乳児用だろうが、高齢者用だろうが、同じ使い方でもいいんじゃないかと。もう少し柔軟な考え方で。使う方の目的に合って買われるわけですから、そのお金で食べ物を買ったりはしないわけでしょうから。何か、もう少し柔軟に考えてもらえないだろうかという御相談であって、窓口に行かれたんですけど、窓口の方が判断できないわけですから、何とかお願いできないかなという要望だったんです。いかがでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 窓口に来られたということで、お話はお伺いをいたしました。

それで、実際、用途はお尻を拭くもので、乳児用、大人用ということで分けてございます。現在は、まだ介護用なので、大人用の部分しか使用できないということで、一応お話はしてございます。

今後、その辺の部分も含めて、ちょっと検討はしていかないといけないよなということで、来年度以降について、検討させていただきたいと思います。申しわけございません。

**○委員（中島由美子）** 私も、現実を見て、本当にそうだなと思いましたので。よく現場で本当に携わっている人たちが、せっかくいただくお金を上手に使おうと思ってされるわけですから。忙しい中を在宅で介護をするって、やっぱり、なかなか私たち自分にはできないことで、施設に預けてしまっている状況があるもんですから。本当によく現場の声を聞いていただいて、意に沿う形で、せっかくいいことをしていますから、よろしくお願ひしたいと思います。

**○委員長（永山伸一）** 意見であります。

ほかにございせんか。

**○委員（森永靖子）** この高齢者に対する安否伺いのところで、以前からずっと、例えば、牛乳屋さんだったり、新聞屋さんだったり、気がついたときにはというので、いろいろやってきた経緯があるんですが。例えば、ついこの間、早朝に火事があったんです。朝早く散歩をしておられる方が、それを早く気がついて、連絡して大事に至らなかったということがあったということで。ゆうべ、夜警の消防団との話がある中で、例えば、そういう早朝に散歩をする方々とか、いろんなそういう大事に至らない、高齢者に対してもだけど、そういう気がついた人たちに対しても、何がしかの形があってもいいのじゃないのかなという話がちょっと出ました。

意味がわかりますか ― 例えば、今まで、高齢者が「なかなか夕方、洗濯物を取り入れやれんが」とか、「布団が入ってないが」とか、いろんな形でそれを知らせるために、朝早くだとか、弁当屋さんが気がついたりする。そういう高齢者に対するいろんな支援はたくさんあるものの、例えば、あれが違うかもしれませんが、そういう人たちに対しても、今のこの世の中、自分が、自分の体の健康のために何かに行ったら、ポイント一つもらえる。そして、歌をうたいに行っても、「ばあー」って言うだけでポイントがもらえたというおかしな話もあったりする中で、自分の健康のために散歩される方がそういう大事に至るまでの通報があったり、そういう人たちに、何か今後考えていってほしいという ― 今後のことですよ ― が出ました。考えがあられたら。

**○委員長（永山伸一）** 政策面ですので、部長のほうで、どうぞ。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今、見守り体制につきましては、障害・社会福祉課のほうが中心になって、見守りネットワーク事業という形で進めております。

今、委員おっしゃいますように、ヤクルトさんとか、あるいはダスキンさんとか、ことしは、信用金庫の方が入っていただいたというような形で、年1回会議を開きながら、現状やら通報にあった状況等の説明をして、職員の方にも協力依頼という形でお願いをしているんですが。今、御提案があった分については、即座にわかりましたというようなことが、ちょっと言えない状況でございま

す。

ちょっと実態を見ながら、可能性が、どういう形で、例えば、ボランティアの中に入れるのはなかなかちょっと厳しいのかなという思いがしていますので、何らかのそういう手当と申しますか、いう部分ができないか検討はしてみたいと思います。

先日あった分については、消防のほうから通報があったということで、表彰をしたというような、表彰をするというような話は聞いておりますが、それとは別に、私どもが高齢者の見守りに対する制度の中で、何かできないか、今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

**○委員（森永靖子）** 今すぐ返事をというんじゃないで、この間も消防から連絡通報があったのじゃなくて、朝早く散歩をされる方が、知り合いの消防の方に、気がついて言われたんであって、最初に気がつかれた方は、歩いておられる方だった。

それとつけ加えるならば、夕方薄暗い時間になって、何か不審者が人んちの垣根を上っていると、夕方の散歩の人が見つけたという例もあったんです。うちに通報してくださったんです。

そういう大事に至らなかった例なども、ボランティアで片づけてしまえば、それで何でしょうけど。おいおいそういうことも出てくるのかなというのが出てきますので。見守り隊でしようけど、そういうのも地域にあるんだということを、今すぐどうして下さいというわけじゃないんですが、視野に入れてほしいというお願いです。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今、御意見があった分については、私のほうも検討してまいりたいと思います。

ただ、先ほど介護予防コーディネート事業の中で御説明しましたが、今後はやっぱり地域の中での支援と申しますか、そういう見守りも含めてなんですが、あるいは集まる場所という部分が、今の介護施設とかそういう事業所ではなくて、地域のより近いところの中でできないのかなという思いで、このコーディネート事業をことしからモデル事業と発したところでございます。

この中で、今、委員おっしゃいますような部分を取り込んでいければ、本当にありがたいと思いますし、これが全地域の中に広がっていくことで、今おっしゃった部分もカバーできる部分もあるのかなというふうに考えておりますので、今後

私どもの研究と申しますか、検討材料として受けとめさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

---

#### △保護課の審査

○委員長（永山伸一）次に、保護課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一）それでは、所管事務調査を行います。

当局から説明ありますか。

○保護課長（小原雅彦）特に、報告事項はございません。

○委員長（永山伸一）特に報告事項がないということですが、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）委員長を初めとする委員会で、生活困窮者自立支援制度について、東近江市に行って調査をしてまいりました。

特に、中間就労については、力を入れているところで、薪やら、あるいは着火なんかを用いて、これで中間就労から正規的就労へということで、モデル事業としてやっておられたんで。一応、今年度から正式にということなんですけれども。そこで、いろいろと本会議の中でも質問させていただきましたが、住居確保給付金の要件等もお尋ねしましたが、この一覧表みたいなものはないんでしょうか。一人の基準額やら、二人での基準額やら、そういうものがあれば、委員会資料で、後ほどでもいいですので、出していただければ、大変ありがたいなと思いますので、これは要請をしておきたいと思います。

○委員長（永山伸一）課長どうですか。

○保護課長（小原雅彦）委員会資料ということ

であれば、12月議会の委員会でもよろしいでしょうか。後日配布でもよろしいでしょうか。

○委員長（永山伸一）後日配布で、福田委員よろしいですか。委員会に対して。以上でよろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

---

#### △子育て支援課の審査

○委員長（永山伸一）次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

#### △議案第279号 薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第279号薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）子育て支援課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第279号薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案つづりその3の279—1ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、里保育園でございます。

指定する団体は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもございます。

指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので、省略させていただきます。

内容につきましては、議会資料で説明させていただきます。議会資料の28ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりですが、指定管理者に行わせる業務は、へき

地保育所の運営、幼児の保育及び維持管理でございます。

指定管理候補者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要は、28ページから記載してあるとおりでございます。

指定管理者が示した事業計画の概要は、開けていただき29ページに記載してあるとおりでございます。

選定経過の概要でございます。選定委員会は、本年8月11日に開催いたしました。選定委員は、市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の計6名で当たりました。

応募団体数は1業者でした。候補者のヒアリングを含め審査を行った後に、採点した結果、施設の現状を把握し、適切な維持管理等に要する経費の調和が図られているので、薩摩川内市社会福祉協議会を指定管理者の候補として選定をいたしました。

なお、採点結果表につきましては、30ページにありますとおり、配点600点に対し488点で、得点率81.3%でございました。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（永山伸一）** ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

**○委員長（永山伸一）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 議案第291号一般会計補正予算、子育て支援課分について、まず、歳出から御説明申し上げます。

第6回補正の予算に関する説明書36ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は、6,963万6,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。事項、児童福祉管理運営費は、国の平成26年度会計検査報告により、本市が不当事項として指摘を受けました延長保育事業に対する国県補助金の返還を行うために、国庫支出金等精算返納金を計上いたしました。詳細につきましては、最後に委員会資料で御説明申し上げます。

事項、児童福祉施設整備費は、入来町の認定こども園びばあの増改築工事に対する補助金でございます。認定こども園びばあは、現在、幼稚園部分の1号認定で6人、保育園部分である2号、3号認定で64人の定員の計70人の認定こども園として運営されております。今回、待機児童対策として保育所部分の増員と、また、築35年が経過しており、老朽化対策として入来区画整理地内に移転し増改築を行うものでございます。完成いたしますと幼稚園部分の1号認定が9名増の15人、保育所部分の2号、3号定員が16名増の80人の計95人となり、本市の待機児童解消の一つとして寄与するものでございます。

なお、幼稚園部分につきましては、国の安心こども基金事業費補助金、市の負担割合は工事費の4分の1を活用するものでございます。保育園部分は市の補助金の負担割合が少なくなる国の保育所等整備交付金を、従来は市の負担金は工事費の4分の1なのですが、待機児童対策として認定されましたので、市の負担割合は12分の1となしまして、これを活用するものでございます。

次の3目児童館費は、1,309万8,000円の増額補正でございます。備考欄、児童クラブ運営補助金と児童クラブ活動支援事業補助金の増は、子ども・子育て新制度へ移行したことによります単価改正と処遇改善事業実施箇所数が9カ所から13カ所へふえたことにより増額するもので、備考欄、児童クラブ設立支援事業補助金は、限之城



児童クラブ新設に対します備品購入に対する補助金でございます。

次は、４目保育園費は３億４，６８４万６，０００円の増額補正でございます。事項、保育所運営費、備考欄、臨時職員雇上料につきましては、下甌へき地保育所の臨時職員の実績見込みによる減額補正でございます。

補助事業扶助費につきましては、保育園、認定こども園等の運営費及び運営費加算額増による増額補正でございます。これにつきましては、子ども・子育て新制度が本年度からスタートいたしました。認定こども園の幼稚園部分と小規模保育事業所等の園児も本年度から施設型給付の対象となりました。これらによりまして対象児童数も昨年と比較いたしますと６５１人の増となっております。１０月１日現在で３，１４４人となっております。あわせて、昨年予算編成時には、国からの運営費に関する情報が少なく、新制度への認可外保育園等の意向が見えなかったことから、今回３億５，０００万円という高額ではございますが、補正となりました。

５目母子福祉費は、１，１２９万４，０００円の増額補正でございます。事項、母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭医療費助成事業について、申請件数が増加していること等により扶助費の増額補正を行うものでございます。

国庫支出金等精算返納金は、平成２６年度母子家庭等対策総合支援事業費の事業費確定により返納するものでございます。

事項、母子生活支援施設措置費につきましても、平成２６年度母子生活支援施設措置費の事業費確定に伴い返納するものでございます。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入につきまして、予算書は戻っていただきまして１５ページをお開きください。

子育て支援課分は、１３款分担金及び負担金２項１目民生費負担金、３節児童福祉費負担金は、保育所保護者負担金、保育料の収入増が見込まれることによります。

開けていただきまして１７ページ、１５款国庫支出金１項１目民生費負担金、３節保育所運営費負担金は、保育所運営費の増額補正に対する財源調整。

開けていただきまして１８ページ、２項国庫補助金２目民生費補助金、３節児童福祉費補助金の

うち保育所等整備交付金は、認定こども園びばあの保育園部分増改築に伴う交付金。子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブに対する交付金。開けていただきまして２０ページ、１６款県支出金１項１目民生費負担金、３節児童福祉費負担金のうち、保育所運営費負担金は、保育園運営費に対する財源調整。

開けていただきまして２１ページ、２項２目民生費補助金、３節児童福祉費補助金の安心こども基金総合対策事業費補助金（認定こども園整備事業）は、認定こども園びばあの幼稚園部分増改築に係る県補助金。ひとり親家庭医療費助成事業費補助金は、医療費助成増額に係る県補助金。子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブ増額補正に対する県補助金でございます。

２７ページをお開きください。２１款諸収入５項雑入４目雑入は、会計検査院指摘による過年度分の延長保育促進事業補助金の返還金で、平成２２年度及び平成２３年度の３園からの返還金でございます。

次に、６ページをお開きください。

第２表繰越明許費、３款３項児童福祉費の安心こども基金事業（認定こども園整備支援事業）は、認定こども園びばあ増改築事業です。事業が翌年度にわたりますことから、事業費について繰越明許費を設定するものでございます。

７ページをお開きください。

第３表債務負担行為補正は、追加表の中ほど、薩摩川内市立里保育園の指定管理料に関するもので、平成２８年度から平成３２年度まで、限度額は指定管理者との協定で定める管理費用でございます。

９ページをお開きください。

債務負担行為補正の２、変更は、保育所等整備交付金事業でございます。期間は平成２８年度までと変更はございませんが、限度額を変更しております。これにつきましては、認定こども園びばあの増改築を１２月補正計上しましたが、工期が翌年度にわたりますので、また国の交付金も２カ年にわたり交付されることから債務負担行為を変更するものでございます。

最後に、会計検査院の平成２６年度決算検査報告における本市が不当事項とされた経緯について御説明いたしますので、市民福祉委員会資料７ページをお開きください。

会計検査院の平成26年度決算検査報告における本市が不当事項とされた点について御説明いたします。

検査の概要といたしましては、国庫補助を受けて実施している保育所等の延長保育促進事業について、その実施内容が補助基準に適合するか、平成25年12月に受検したものでございます。

会計検査の検査方法といたしましては、大きく分けて次の2点について必要となる補助基準上の保育士数の過不足により判断をされました。

一つ目といたしまして、通常保育において必要となる保育士数は、乳児は3人に一人、1・2歳児は6人に一人、3歳児は20人に一人、4歳児以上は30人に一人、その他運営に係る加算等ある場合は、それに関しまして必要となる人数となります。

二つ目に、延長保育促進事業等、保育士の配置が必要となる事業の保育士数が充足していたかの2点になります。なお、臨時職員は個人ごとの勤務時間数と正職員の当該月の勤務時間との比率、常勤換算をいたしまして保育士数を算定するようになっております。例えば、正職員が21日勤務されて、月168時間勤務された場合に、臨時職員の方が84時間勤務していた場合は、臨時職員数は0.5という形で計算することになります。

検査結果といたしまして、検査の結果、次の年度及び認可保育所について、必要となる補助基準上の保育士数が不足するものとして過大受給である旨指摘を受けました。

下の表にありますように、平成22年度の1園は、本来保育士とみなすことができない准看護師を誤って保育士とみなしておりました。なお、ことしの4月からは――保育士が不足しております、それを解消するために准看護師も保育士とみなすことができる旨、制度が変更になっております。

平成23年度の2園は、日々の利用児童数にあわせて非常勤保育士の人数を調整したところ、補助基準上の保育士数が不足していたものでございました。各園は延長保育をほぼ毎日行っておられますが、園児の少ない日もございます。その場合、臨時職員さん等につきましては、早帰り、またはお休みということもございます。これを常勤換算した結果、保育士数が不足していたということで会計検査の指摘を受けたということでございます。

本市の対応といたしましては、今回の指摘を受

けまして、全ての保育園に対し、検査内容についての周知と指導を行いました。具体的には、必要な保育士数を満たしているか確認できる補助シートを毎月作成いたしまして確認するよう指導いたしました。この補助シートによりまして、会計検査後は子育て支援課でもチェックを行うようにいたしております。

なお、返還額につきましては、補助金は国、県、市、それぞれ3分の1補助でございますので、3園の返還総額は819万1,000円となります。国・県への返還額は546万円となります。

市民の皆様並びに議員各位に大変御迷惑をおかけいたしました。今後このようなことが起きませぬようさらなるチェック体制を築いていきたいと思っております。どうも本当に申しわけございませんでした。

以上で、議案第291号一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**○委員長（永山伸一）** ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 36ページで、びばあが今回、国の決定を受けたということで、施設の改善で大変喜ばしいことですが、今こういう増改築を希望する――この後、薩摩川内に保育所のこういう増改築を希望される、そういうところが幾つぐらいあるんでしょうか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 毎年、保育所を増改築または新築される方等につきましては募集を行っておるところでございます。ことしも11月に行いまして、合計8カ所申し込みがございました。その中には、本来の保育園という形と、それから規模の小さい小規模保育事業所、19人以下の乳幼児さんをお預かりする施設の申し込みがありまして、また、それにつきましては予算を財政当局とも相談しながら優先順位をつけながら施設を建設していく考えでございます。

以上でございます。

**○委員（上野一誠）** 意見、要望で。待機児童等も含めていろいろ状況を見据えながら、優先順位を決めながらやってらっしゃると思うんですが。当局も含めて、いろいろ国との折衝を含めながら大変なところがあると思うんですけど、十分期待に答えるようまた努力をお願いしたいと思います。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○子育て支援課長（知識伸一）今回は特にございませんです。

以上です。

○委員長（永山伸一）特にないとのことですが、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △市民健康課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民健康課の審査に入ります。

---

#### △議案第266号—議案第268号

○委員長（永山伸一）まず、議案第266号から議案第268号までの議案3件を一括議題とします。

これらの議案3件については、公の施設の使用料及び手数料について見直しを行うものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論・採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）それでは、議会資料（使用料・手数料改定関係）で説明いたしますので、15ページをお開きください。

議案第266号薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について説明

いたします。

手数料改定であります。人件費及び事務にかかわる総コストを算出し、それを年間処理件数で除し、1件当たりの原価計算額を算出しております。また、急激な負担増とならないように現行の手数料に応じた改定制限率を設けております。これが基本的な考え方です。

さらに、他市など公設医療機関における手数料と比較検討し、新料金案を算出しております。

なお、使用料の容器料について、従前、投薬瓶はガラス製であり、投薬瓶等を診療所で購入し患者へ貸し出しをしていたため、その利用について使用料を徴収していましたが、現在は感染症予防等の観点からプラスチック製の容器にかわり、使い切りとなっており、別表から削除するものです。

もう一つ、歯科保険外診療費について、材料費の価格の高騰を含め、現在の実情に合わない金額であり、過去の実績がないため、別表より歯科保険外診療費を削除し、条例第6条第2項第4号に定める特別の診療費等を要したときの実費相当額として整備を図ろうとするものです。

次に、1ページをお開きください。

議案第267号薩摩川内市すこやかふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

使用料・手数料見直しに係る基本方針に基づき4年ごとに見直すものであります。見直し方針により料金改定を行うものです。施設の各部屋の主な利用区分は、大・小会議室、多目的ホール、工芸室、和室を設定し、利用形態区分を細分化及び利用形態別、面積別区分ごと1部屋1時間当たりの平均原価料金を算出し、料金を改正するものであります。

次に、2ページをお開きください。

議案第268号薩摩川内市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

見直し方針により料金改定を行うものです。施設の各部屋の主な利用区分は、大・小会議室、各相談室、調理実習室、調理研修室、機能回復訓練室を設定し、利用形態区分を細分化及び利用形態別、面積別区分ごと1部屋1時間当たりの平均原価料金を算出し、料金を改定するものです。

よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明があ

りましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

まず、議案第266号薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第267号薩摩川内市すこやかふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第268号薩摩川内市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分について御説明申し上げます。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の38ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、保健衛生一般管理費では、人事異動に伴う550万3,000円の減額を行うものです。

地域医療対策費では、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金に係る4,666万2,000円を減額するものです。

4款1項3目保健指導費では、母子保健事業で養育医療に係る国庫支出金等精算返納金の27万1,000円を増額するものです。

4款1項4目予防費では、感染症等予防費でインフルエンザワクチンが3価から4価に単価がアップしたことと、日本脳炎の追加勧奨が必要となり、1,390万円の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。予算に関する説明書の18ページをお開きください。

15款2項3目衛生費補助金で母子保健衛生費等補助金による75万9,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）感染症等予防費を1,390万円、委託料で出しているんですけども、インフルエンザワクチンが3価から4価ということでしたけれども、この事業内容について説明をお願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子）今まで3種類のワクチンだったんですけども、それが4種類になりまして、接種費用が3,600円から4,320円になりました。個人負担金も1,000円を1,300円ということで、3割負

担でってということでお願いしまして、その差額の市の負担分が65歳以上の方が420円分の増額になります。人数が2万2,000人の対象者、受診者となりますので、それによりまして、そのインフルエンザの分で924万円と生活保護の関係で36万円になります。

それと日本脳炎の ― 日本脳炎はいいですか。

○委員（福田俊一郎）高齢者と生活保護に対するいわゆる補助金的な事業の一般財源からの充当ということですね。

○市民健康課長（檜垣淳子）はい、そうです。

○委員（福田俊一郎）今回、インフルエンザが3価から4価になったことによって料金が値上がりをしていました。診療所や病院によっては大体4,000円ぐらいになっています。今回の値上がりについて今言われるように、3価から4価になったということで、B型のウイルス分を一つ、1種ふやしたということが値上げの料金という説明でしたが。あと病院によって、あるいはクリニックによって、地域に存在するところで3,000円なりあるいは4,000円というところもあるんですけど、この要するに金額の差というのはどういうふうにそれぞれクリニック出しておられるのか。その病院独自で料金設定しておられるのかをちょっと確認をしたいと思いますが。

○市民健康課長（檜垣淳子）インフルエンザワクチンのワクチン料は一緒になりますので、あとは病院による手技料等で変化が出てきているということになります。病院が設定しますので、その部分は安くしたり、高くしたりってということで差が出てきます。

以上です。

○委員（福田俊一郎）インフルエンザについては、もう毎年、もうほぼ市民の関心の高い方々はほとんど接種をされている。任意接種ですけども。特に今回4,000円に料金が上がったことで、家族、例えば5人の方々は相当大的な負担になっていますし、5人というのは要するに、両親と子ども3人ですけども、子どもが3人おるところは、それだけでも大きな負担になっているところですよ。

うちは子育て支援とか少子化対策で力を入れて、医療費についても無料化を中学校までやっている状況の中で、インフルエンザについても今後、乳幼児から小学校、中学校ぐらいまでの検討なり、

あるいは第2子以降の無償化、無料化なりを検討していく時期に来ているんじゃないかなというふうに思っておるところです。

調べますと、埼玉県の飯能市というところがもう既に無償化を中学校まで実施していますし、東京の杉並区が子育て支援という形で応援券というのを発行してまして、4万円とか2万円とか発行していて、その中にインフルエンザも無償券の、応援券を充てられるということで実施をしている状況もあります。本市としてどのような検討をというか、今後どのような対応をされていくのかお示しいただければと思います。

○委員長（永山伸一）政策面ですが課長でよろしいですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）子育て支援の関係では、今、定期予防接種はもちろんですけども、任意予防接種の分で、また来年度から少しほかの予防接種のほうを考えているところでもあります。ただ、インフルエンザではなくて、もうちょっとほかのワクチンになりますけれども、そちらのほうを今、予算要求はしているところです。なので、徐々になっていく形ではありますけれども、広げていっているところで、まだインフルエンザのところまでは行ってはいないところです。

○市民福祉部長（春田修一）今、御指摘の感染症の部分と子育て支援ということでございまして、これについては総合戦略の中でも私どもきちんとうたい込みをさせていただきました。

そのようなことで、今、課長が言ったように、小児科医の方々と、先生方と話を今までも含めて、あるいは一般質問の中でも出てきている感染症の部分について、本市としては、まずとりあえず取り組んだらどうかということで、今、来年度の予算の中で、つくのかどうかのちょっとわかりませんが、一応うちのほうとしては、案としてはお願いはしてるところです。

それとあわせまして、無償化の話も今回の本会議の中で出ているところございまして、これについても多子世帯の部分で何かできないかということで今検討して、それもちょうと今、財政当局、また企画政策部の総合戦略の担当課とは、一応協議をしながら進めているところでございます。

ただ、もう来年度予算にきちんと上げますということは、まだ現時点では言えませんが、今うちの思いを ― 財政部局、あるいは企画部局のほう

とも思いを伝えているというような状況がございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎）１２歳以下の子どもについては、これ２回接種しなければならないくて、第２子、第３子っていう、そういう中学生以下の１２歳以下の子どもがいる場合は相当な家庭の負担もありますので。インフルエンザについては、感染症の中には入っていないと、まだ検討の対象にはなっていないということでしたので、ぜひインフルエンザも対象にして、無償化をある程度の大きな予算枠の中でどこの部分をというのがあるでしょうから、そこ辺も実現できるような形で検討していただくように要望、意見を申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、議案第２９１号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑は全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第２９９号 平成２７年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第２９９号平成２７年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）次に、議案第

２９９号平成２７年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の１６６ページをお開きください。

１款１項１目総務管理費、一般管理費の修繕料について、主に非常用発電機が不調となり、停電時に対応できないため、８２万５,０００円の増額をするものです。内訳としましては、里診療所と上甕診療所、手打診療所の発電機の故障になります。

次に、１６７ページをお開きください。

２款１項１目医業費で、医療用機械器具費の修繕と備品購入により１１１万円の増額をお願いするものです。内訳としましては、上甕診療所の上部消化管ビデオスコープの修理と、あと手打診療所の心電図記録装置の買い換え、更新になります。

次に、歳入について説明いたしますので、１６２ページをお開きください。

１款１項１目国民健康保険診療報酬で、上甕診療所と手打診療所の入院収入の増に伴うものです。

次に、１６３ページをお開きください。

１款２項８目後期高齢者診療報酬で、上甕診療所の外来後期診療報酬の増に伴うものです。

次に、１６４ページをお開きください。

１款３項１目諸検査等収入について、里診療所のその他収入での諸検査等の増に伴うものです。

次に、１６５ページをお開きください。

７款１項１目一般会計繰入金については、国民健康保険事業特別会計繰入金の増額分を調整するものです。

７款１項２目国民健康保険事業特別会計繰入金については、国民健康保険事業特別会計から繰入れの増額をするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△陳情第30号 フッ化物洗口剤に関する  
陳情書

○委員長（永山伸一） 次に、陳情第30号フッ化物洗口剤に関する陳情書を議題とします。

陳情文書表は事前に配付してありましたので、朗読は省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

本陳情について、当局から補足説明があればお願いいたします。

○市民健康課長（檜垣淳子） フッ化物洗口剤のことなんですけれども、薬事法上の分類は劇薬になっております。しかし、洗口液でフッ素の濃度が1%以下に調整されており、その場合は普通薬に分類されるというふうになっておりますので、そちらに書いてある劇薬っていうのはフッ化物洗口剤のことになります。使用する分は普通薬っていう形になります。

それとあと、口腔衛生向上のためにフッ化物応用は国内外の研究により重要な役割を果たしているという報告もあります。

それとあと、厚生労働省が平成15年1月にフッ化物のガイドラインを作成しております。それを受けて平成15年に全国保育園年長児、平成16年に全国の小・中学校においてフッ化物洗口が開始されました。先進地としましては、新潟県が昭和45年から取り組んでおり、効果が出ています。

平成27年12月の3日現在、ガイドラインの通達の取り消し及び新たな通達はありませんので、このガイドラインは今もそのままという形になります。

それとあと、鹿児島県の状況なんですけれども、平成20年から平成22年度にフッ化物洗口モデルに取り組み、平成23年3月にフッ化物洗口ガイドブックを作成し、市町村での取り組みを推進

しております。

本市では、平成15年5月に私立の幼稚園でフッ化物洗口の取り組みが始まりました。市民向けに平成24年度から3年間フッ化物洗口で虫歯予防のチラシを配布させていただきました。また、学校フッ化物洗口事業を平成24年度から現在まで取り組んでいるところです。

以上です。

○委員長（永山伸一） では、ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時10分休憩

~~~~~

午後3時17分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一） ここで本会議に返します。

それでは、これより質疑に入ります。市民健康課に対する御質疑、よろしくお願いいたします。

○委員（森満 晃） 子どもたちがうがいをするわけですから、少し体に入ったりだとか、あるいは誤飲をしたりだとかいうこともあるかと思うんですけど。これまでにそういう子どもたちにそういう症状が出ることはないと思うんですけど、これを長期続けることによって身体に対してそういう心配な状況だとか、そういうのも説明されているのかなと思うんですけど、その辺を教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子） 先ほど4歳からということで私立の保育園、幼稚園でも19園で実施されております。実施する前にはブクブクを水で練習をしながら、そういうことを繰り返して、できるようになったらっていう形でフッ化物洗口を行っているところです。

少しずつ、全然入らないということはないと思いますけれども、外国では水道水にフッ化物を入れたりとかして飲むっていう形の方法もとられて、特にそういう異常とかはないっていうことでありますので、今のところでは問題はないというふうに考えております。

以上です。

○委員（森満 晃） 済みません、ちょっと教えてください。今、市販されている洗口液がありますよ、いろんなメーカーさんの。私たち、大人も使う。あれにもこれが入っているんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 入っています。そ

れとあと歯磨き粉にも少量ずつ入れて、最近はどう入ってるのが多いというふう聞いております。

それとあと、フッ化物洗口後の体内のフッ素の残留量というのは、おおむねお茶に入っている2杯分ぐらいの量っていう形になりますので、問題はないっていうふうに思います。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚）この洗口を始めてから虫歯に対する成果というのはどうなのかなというのを1点目。

もう一つです。この用紙の中に、厚生労働省は推奨も推進もしてないと。これについては事実なのかどうか、この2点をお願いいたします。

○市民健康課長（檜垣淳子）成果のほうはまだ――確実に薩摩川内市の場合は少しずつは出てますけれども、四、五年かかったりとかいうことになりますので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思います。少しは――はい――学校教育課のほうでお願いします。

○委員長（永山伸一）確認をされて、そっちのほうで答弁をお願いします。よろしいですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）中学1年生で虫歯が何本あるかということで、薩摩川内市もともと悪いんですけれども、平成18年が3本だったのが1.85まで下がってきてます。始めてからも、平成24年が2.10だったのが、1.85まで下がってきておりますので、徐々にではありますけれども、下がっているというふうに考えられます。

○委員長（永山伸一）2点目。

○市民健康課長（檜垣淳子）推進もしていないということ……。

○委員長（永山伸一）厚労省の関係ですね。

○市民健康課長（檜垣淳子）厚労省の関係ですけれども、ガイドラインは出されておまして、それが修正も取り消しもしていないということは、一応、推奨されているというふうに考えているところであります。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入ります。

いと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより起立により採決を行います。

本陳情は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（永山伸一）起立者なしであります。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、陳情第30号に係る審査を終わります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）市民福祉委員会資料の別冊1をごらんください。

第2次薩摩川内市健康づくり計画（案）の概要について説明させていただきます。

まず、計画の目的、健康づくりの柱、基本方針の整理・変更等であります。

第1次計画では、目的を「健康で共に支え合うまちづくり～すべての市民が、住み慣れた地区・地域の中で健やかに暮らせるまちづくりを進めます～」としておりましたが、第2次計画では、「健やかに生き生きと暮らせるまちづくり」ということで変更させていただきました。

健康づくりの柱なんですけれども、6項目めまでは一緒に、第2次計画では、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」ということでまとめさせていただきました。

基本方針は、変更はありません。

次に、計画の期間なんですけれども、本計画の上位計画に当たる国・県の計画が平成25年度から平成34年度までの10年間の計画としており、5年をめぐりに中間評価を行うということから、本市も平成28年度から平成37年度までの10年間の計画とし、中間評価を行いながら、必要に応じて本計画を改定することとしております。

目指す健康の概念としましては、第1次計画で

健康の概念を「病気や障害の有無にかかわらず元気の増進と病気の予防のバランスをとりながら、その人らしく生きている状態」と定義し、その実現を重要視した健康増進事業の展開を図ってまいりました。

今回の計画においても、病気の発症予防対策にとどまらず、夢・目標・生きがいつくり、人とのふれあいの促進、自分らしい生き方の発見等、元気をふやす健康づくりを推進していきます。

パブリックコメントについては、現在、実施しております。12月の25日まで実施しております。

施行日の予定としましては、平成28年4月1日を予定しております。

2ページ目なんですけれども、前期計画の評価なんですけれども、領域別に分析しますと、改善傾向を示した項目が悪化した項目数を上回っている領域が5領域、同数の領域が2領域となっており、バランスのとれた食生活・食習慣の実現と、自分と家族の健康管理が下回っている状況であります。

取り組みとしましては、3ページ目になるんですけれども、第1次計画では、ライフステージ別に取り組みを定めましたが、第2次計画では、七つの柱ごとに現状・課題を踏まえ、基本的方向性に沿った取り組みを市民一人一人が取り組むこと、関係機関・団体が取り組むこと、行政が取り組むことに分けて定めました。

その下のほうは抜粋で、バランスのとれた食生活・食習慣の実現ということで、現状・課題、あと基本的方向性と市民が取り組むこと、次のページが関係機関・団体が取り組むこと、行政が取り組むことってということで、このような形でそれぞれの項目ごとにつくってあります。

計画の推進方法なんですけれども、健康づくりの主体となる市民を初め、地域、関係機関、市が目標を共有し、協働しながら取り組みを進めていきます。そのため本計画の概要版を作成し、計画内容を広く周知していくとともに、薩摩川内市健康づくり推進協議会において計画の進捗状況を共有し、協議しながら計画を推進していくこととしております。

また、薩摩川内市健康づくり推進協議会の下部組織として、第1次計画に引き続き作業部会を設置します。これは、実務者による具体的な検討や

実践的な取り組みを実施し、その状況等について薩摩川内市健康づくり協議会へ報告するとともに、計画推進のための新たな方策や取り組み等についても提案するものです。

作業部会としましては、働く世代の健康づくり対策作業部会、高齢者の健康づくり作業部会、母子保健対策作業部会、栄養・食生活の作業部会の4作業部会を予定しております。

評価指標としましては、下のほうに書いてありますけれども、現状値と目標値をそれぞれの分野ごとに定めてあります。

健康づくりの計画の概要については以上です。

あと、資料はないんですけれども、もう一つ、現在、新聞等で報道されています予防接種ワクチンを製造している化血研の本市の影響等について少し説明をさせていただければと思います。

厚生労働省と第三者委員会の報告では、血液製剤製造部門に関して、書類改ざんにおいて問題を指摘されましたが、ワクチン製造部門においては安全性が確認されるまで出荷を自粛するよう国から要請され、ワクチン部門に関しては隠蔽しようということは認定できなかったということで、自粛も今は解除されております。

本市への影響なんですけれども、定期予防接種で使用するワクチンで、高齢者のインフルエンザワクチンとゼロ歳児に使用する4種混合ワクチンについて、一時期、在庫不足がありましたけれども、12月現在出荷制限も解除され、安定供給が再開されております。

しかし、任意の予防接種であるB型肝炎ワクチンについては出荷自粛が継続されており、任意接種を希望するゼロ歳児の接種ができない状況にあります。小児科医としても苦慮されている状況です。

影響と体制について、現場の医師に確認したところ、ワクチンの安全性については国の安全基準を満たしていることが確認できたため、順次、接種は行っているということでした。

保護者からの申し出等があった場合には、医師が随時説明を行って、ワクチンをほかのメーカーに切りかえることができるのであれば切りかえて、その要望があればしているっていうことであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました、このことも含めて、所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）これはちょっと部長に率直にお尋ねをしたいんですが。今のこういうことも含めて、市民福祉部、いわば一般会計で約500億のうち250億ぐらいですよ、扱いが。総額で800億のうち450億ぐらいを今扱ってらっしゃるんですけども。いろんな医療体制も含めて、かなり市民福祉部が抱える人と人の動かし方、職員の動かし方を含めると、福祉事務所もそうなんでしょうけど、やっぱり今の流れからいって、今の8課あるんですが、これ8課ですね、1センターね、それでいいと思うんですが。そうしたときにより課題を見つけながら、より流れのいいものにするという課題は現時点においてないのか。今の部内のそういうものが現状として、部長としてはどういうふうにお考えか、万全として動いているのか、それをちょっと教えてください。

○市民福祉部長（春田修一）難しい御質問なんですが、率直に言いまして、市民福祉部長をしまして3年になります。この間、絶えず制度改正があって、絶えず新たな制度があって、組織の再編も含めてしなければいけないということ。それとあわせて、健康づくりとかいうことで、非常に市民の健康を守るためにどうあるべきかということを考えながらやっているんですが、市民健康課のほうも産休とか、産前産後ということがございまして、絶えず4人ぐらいは嘱託員で動いているというような状況等もございます。

片一方では、マイナンバーもございますし、ごみの問題もありますし、本当、多岐にわたって課題があって、おかげさまで各部や各課のほうで、課長が中心となっていろいろ動いてもらっている、私の負担はそんなに過重ではないなとは思っております。ただ、いずれにしましても、「ゆりかごから墓場まで」というわけじゃないんですが、かなりの市民と接するということなことで、絶えず各課苦勞していると。クレーマーという表現は悪いんですが、そういう方も含めまして、窓口対応とか含めまして、かなり苦勞しているのは事実でございます。

これをどういうふう、仮に分けたとして、果たしてどうなのかという問題等はちょっと検証しておりませんが、現時点では制度改正、あるいは

市民への対応、それと、市が本当に目指すべき健康づくりとか、そういうことを考えたときに、率直な意見としてはもうちょっとスタッフが欲しいなという思いはしてるところでございます。

以上です。

○委員（上野一誠）言いづらい部分もあるんでしょうけども、今のこういう計画案にしても、やっぱり直接に市民とかかわる部署なので、今おっしゃったように市民の声も直接、不満もバンバンぶつかるし、そういう意味では春田部長が軸になって、これからの薩摩川内市のそういうこの福祉部門をひもときながら、やっぱり風通しのいい形に変えていかないと、みんな新たな制度制度で対応し、勉強もしなきゃいかん流れの中で、そこらあたりはぜひ一つ前向きにいろいろ発信をされながら、またいろいろ部内のいろんな御意見を調整されながら、問題解決があると思うので、ぜひ一つ努力はしていただきたいと思います。

甌島をあえてぶり返すわけではないけど、やっぱりそういうことも含めて切に感じる、一つ努力をしてください。

○委員（森永靖子）私は2点お伺いしたいんですが。まず1点目は、今、説明していただきました3ページの基本的方向のところ、少し教えていただきたいと思います。

野菜1日350グラムのところで、「まちづくり宣言（仮称）」というふうにありますね。延々と「市民と一体となった野菜摂取」とありますが、この宣言になるまでは具体的にどのような事業をやったら、市長が質問の中で、議場で、「やがて都市宣言でもやっていきたい」って。全国にもないようなのでっていうふうに言っていたいたんですが。そこに至るまでは、宣言となるまでには、あとどういうことをやったら宣言までこぎつけるのでしょうか、教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子）今、いろいろな事業をしていただいて、野菜の摂取を促しているところなんですけれども。都市宣言ということで、今はまだ、来年度予算のほうに、委員の方々に集まっていまして、いろんな検討をしていただかっていうことで、予算要求を今しているところです。なので、来年度には宣言させていただければなっていうふうには思ってますけれども、まだ決まってはいないところです。

以上です。

○委員（森永靖子）おかげさまで食生活の会の人数も養成講座をしていただいて会員もふえてくるようですので、一緒になっているんことがやっていたらなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

2点目、少し込み入るかもしれませんが、先ほどの手数料条例のところの保健センターについて少しお伺いしたいと思います。

この2ページの樋脇の保健センターについてですが、その前に、保健センターが東郷、樋脇、入来、祁答院保健センターとして、どうしてなくなったんですか、そこ説明がありましたか。

○市民健康課長（檜垣淳子）保健センターは全部あります。ただ、使用料で貸し出しをしているのが樋脇の保健センターだけっていうことになります。

以上です。

○委員（森永靖子）そういうことではなくて、東郷にも樋脇にも、市の職員として保健センターを守るといのか、窓口に誰もいらっしゃらないっていうことをお聞きしたいんです。

例えば、保健センターっていうところが東郷にもありますが、窓口には社会福祉協議会がおられる。樋脇にしても社会福祉協議会が窓口におられる。保健センターとして何かお伺いしようかなと思って来られても、社会福祉協議会だったりして社協のほうに子育ての保健センターのことを聞くにも聞けないっていう現状があるやに聞きます。

東郷は昨年3月まではあったように思いますけれども。一人職員がおられてないような気がしますし。それで職員が、人数がいらないからとかということのようで。保健センターっていうのが地域にいらっしゃらなくて、赤ちゃんのいろんなもの市のほうに、こちらのほうの保健センター、いろんなもの来られるようだけど、そこあたりがどうなのかなっていう思いがあります。そのところ詳しく教えてくださいませんか。

○委員長（永山伸一）人事ですけど、保健センターに職員の配置がないという御意見ですかね。課長でいいですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）現在、保健センターに常駐はしておりませんが、支所にそれぞれ保健師、嘱託ではありますが、4支所には保健師が、あと甑島のほうには職員のほうがおります。

常時じゃなくて健康相談とか、あと電話連絡をいただいて相談を受けたりとか、そういうときには保健センターに出向きまして、相談を受けているところです。

あと保健師の業務が多岐にわたっておりますので、保健センターで業務をするよりも支所で業務と一緒にいろいろな情報を得ながらしたほうが効率的にもよろしいかなということで、一応、保健センターのほうには常駐はしていないということになります。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一）平成20年だったんですが、ちょうど特定健診が始まるときでございます。そのときに合併してまだ間もないというようなこと等もございまして、1市4町4村の保健師がその当時全部合わせまして30人ぐらいいらっしゃいました。その中でスキルと申しますか、そのあたりのスキルもやっぱそれぞれの地域地域で活動されていたので、統一化されていないというようなこと等もあって、平成20年に特定健診が入る際に集約を図ってスキルを上げようということで、平成20年に集約化を図ったところです。

そのときに各保健センターをどうするのという話が出て、その分については嘱託員を全て張りつけると。ただ、甑島の場合は、それぞれの支所に1名ずつは張りつけるというような体制をとりながら、スキルの均一化と申しますか、そういうスキルアップを図っていかうというふうにしたところです。

それとあわせまして、各支所で不足する分については、本庁の保健師のほうをサポートをとりながら体制を整えるという形でしたのが実情でございます。

その結果もございまして、昨年ちょっと検証をさせていただきましたが、保健師の方へのアンケートも含めまして、5年たった時点でどうなったかということでしたが、スキルについては、ある程度向上してる、受診率とか含めまして向上している部分も、おおございました。

ただ、課題も幾つかあります。それは、地域の方々々と直接お話をする機会が少なくなったという部分で、支所のほうは逆にあるんですけど、本庁のほうが少ないと。いろんなそういう課題がございましたので、この集約を図ってしてきましたので、今後は、またこの部分をもう1回きち

んと課題を解決するための取り組みをしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（森永靖子）市の考え方はそうであったということはわかりますが、赤ちゃんとか妊婦さんとかっていう人たちが、それぞれ地域地域で納得しておられるのかなという声が少しではなくて、たくさん入ってきます。

やはり地域にある保健センターに相談をじかにして、支所に行けばいращやるんでしょうけれども、そういう声もありますので、1回また考えてほしいというふうに思います。

どうしてこういう話をするかといいますと、保健センターの管理は誰がしてらっしゃるんですか。例えば、樋脇の保健センターに移ります。どの部屋をいついつ借りたいとかっていう、その管理とか、使用についての管理は誰がされるんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）樋脇の保健センターに関しては、社会福祉協議会のほうにお願いしております。

以上です。

○委員（森永靖子）そもそもそこがおかしいんですよ。一番樋脇保健センターを使っている団体、使用料が一番多く上がってきてる団体はどこですか。樋脇の保健センターのどの部屋、どの団体がたくさん使っててっていうのがわかりますか。

○委員長（永山伸一）資料がありますか。

○委員（森永靖子）わかるはずですよ。

○委員長（永山伸一）ここにありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）資料のほうがございますので、ちょっとここでお答えはできないんですけども、また後ほど。

○委員長（永山伸一）後ほど資料を提示してください。

○市民健康課長（檜垣淳子）はい、わかりました。

○委員（森永靖子）その資料、詳しい資料を欲しいというふうに思います。

例えば、食生活改善は市長の委嘱状をいただいて、市民の健康づくりのためについていうことで、保健センターを使っているいろんな研修会をしたり、勉強会したり、集会したりするんです。それにもかかわらず、使いたいっていつきに使えないっていう日が、もう年間何回もあります。もう事実、私も行って見ました。

それで、どうして使えないんだろうと思うと、調理室は空いてます。食生活改善は調理室を使うんですが、その時間帯に調理室が空いているにもかかわらず使えないっていう現状が、もう1回、2回ではないです。どうしてなのかということ調べてほしいと思うんですがそこまで言うところをずっといつどこで言おうかということで、もうずっと胸におさめてきましたけど。今ここで樋脇の保健センターというのが出てきましたので、直接そのことを言ったって、ちょっと話を聞いてください。何でもないところで樋脇の保健センターを持ち出したってということになるとおかしくなるんだけど、たまたま今、樋脇の保健センターのこの条例が出てきましたので、話をさせていただくということで取り上げてほしいと思います。

今までに、どこがどういう形で使ったのか。保健センターというものは、どこの持ち物なのか。社協さんにその管理をお願いしているということ自体もおかしいというふうに思いますし、保健センターちゅうところは、樋脇の場合は特にカウンターもあるし、本当にきちんとした保健センターだと思います。

ですから、そこを本当に機能をもっとしっかり樋脇の保健センターですって、誰もが健康づくりのために使えますよ、管理はしっかりこうしようっていうのが市のほうできちんとその管理をされないからこういうことが起こってるんだっていうふうに私は考えます。

ですから、改めてこのことが出てきたいうのではなくて、今、樋脇の保健センターのこの条例が出てきましたので、それに乗っかって言わせてもらいますが、このことをこれ以上申し上げるといろんなことに波紋が広がりそうでちょっと私も怖いので、ここでもう抑えておきたいと思いますが、もっと詳しく市のほうもこのことはやってほしいというふうに、声を大にして思います。お願いします。

○市民福祉部長（春田修一）今、話があった分について、ちょっと実態等もまた調べてみたいと思います。そして、改善すべき部分があるようでございますので、その分についてはきちんと対応してまいりたいというふうに考えます。

○委員長（永山伸一）委員会としてではなく委

員の声、回答していただければよろしいかと思います。

ほかにございませんか。

○委員（中島由美子） 下甑の医療体制については、もう白紙撤回ということなので、もうそれでよしとしないといけないと思ってますが。看護師さんの体制を、やっぱりいろんな声があるので、何とか循環ができるような形をとっていきたいという要望が1点と。あといろいろあるのかもしれないんですが、診療所の方々がこっち側に来て研修を受ける。一人ずつでも、1カ月間でもいいから、また改めて看護師としての力量を高めるというようなスキルアップの研修を。たくさん来るとなかなか技術は上がりませんから、一人で来て研修を受けて、またそれを生かしていくようなそんな体制がとれたらどうなんだろうかってちょっと考えてみましたが、そのあたりいかがですか。

○市民福祉部長（春田修一） 看護師の確保もなんですが、看護師のスキルと申しますか、接遇も含めましたスキル体制を上げる必要があるというふうに私どもも考えておりまして、現在、市内の病院の婦長さんと呼んで上甑・下甑あるいは合同で、その接遇も含めました研修も行っております。

ただ、来年度は、もうちょっとそこの分が充実できないかというようなこと等で、私どもも今、市民健康課のほうと話をしているところです。また、病院の婦長さんのほうにも回数をふやすことはできないかということも実はもうお話をさせていただいて、御了解をいただいているところなので、できるだけ、本土に来るというのは絶対的に看護師が少ない状況の中で、一人一人というのはちょっとローテが組めるのか、夜勤を組んでるところもございますので、なかなか厳しい部分があるような気がしますので、できるだけ本土のほうから甑のほうに行って研修をするような、そういう体制で、今、考えているところでございます。

○委員（中島由美子） よくわかるんです。向こうが手薄になったら体制がとれなくなるというのはよくわかるんですが、やはりこれって人間関係やら、いろんなものが混在してますので、向こうからやっぱりこっちに来て、こっちの現状のこの看護師さんたちの体制とか、さまざまなものをしっかりとまた見ていただいて、原点に戻って現場に戻るといって、やはりそこが大事なかなと思いますので。大変かもしれませんが、一人ずつをしか

りとこちら側に来ていただいて研修を受ける、そしてしっかりと技術をまた身につけていただいて、戻るといって、そういう体制の研修をしっかりとさせていただいて、医療体制をまた築いていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一） 意見、要望であります。

○委員（森満 晃） 済みません、関連しまして甑島の診療所の件なんです、その上甑、下甑、診療所の職員の方々が患者を送迎してらっしゃるという状況があらわれるのか。また、もしそれがあらわれたとしたら、その始められた経緯、それとまたそれが法的には全然問題ないのかというところがまずちょっと。

○市民福祉部長（春田修一） まず、法的には違法ではないということでございます。

この経緯については、上甑ですが、平良の出張診療所を廃止した際に、地域の方からの御要望があって、送迎をするというような状況になったところでございます。

それで、コミュニティバスに乗ってこられる方もいらっしゃるんですが、コミュニティバスで来られると受付、診療所のほうとしても、逆に一遍に来られるので混雑してしまうというようなこと等もあり、時間調整も含めまして今、職員、職員ができないときには、やむを得ない場合は看護師というような形で実態があるところでございます。

以上でございます。

○委員（森満 晃） その患者を送迎される場合には、その送迎するためのシフトだとか、運転手の人数だとか、この時間帯までは、朝何時からこの夕方この時間までは送迎できるとか、そういった便だとか、そういう何か、あるいはシステムをつくってらっしゃるんですか。

○主幹（羽田美由紀） 朝何時に迎えに行くとか時間は決めてございまして、上甑診療所のほうも8時30分に診療所のほうを出発して、平良のほうを回って、ルートを決めてございます。里の診療所のほうも、月・水・金と火・木で回る方向を分けていつも大体決まった方々を送迎するというような形になっているようでございます。

以上です。

○委員（森満 晃） この運転ちゅうのは市の職員の方、これは業務の中に含まれているということで考えてよろしいんですか。

○市民福祉部長（春田修一） 事務分掌上で広く

読めば読めるというような考えを持っていますが、明確に輸送というような形で、送迎というような形では事務分掌の中では入っていないというふうに。ただ、診療所の管理運営に関することというような形では、拡大解釈という表現は悪いのかもしれませんが、広くとられればできるというふうには考えているところでございます。

○委員（森満 晃）診療所の業務以外の ― 業務以外と言ったらあれかもわからない ― その仕事であって、先ほどもスタッフがもう少し欲しいって、全体的にですね。そういう中で職員の方の負担だとか、ストレスだとか、そういうのはないのか。仮にもし事故があった場合、もし何か事故があった場合の補償なんかは、これはあるんですかね、ちゃんと。保険だとかそういった分は。

○市民福祉部長（春田修一）職員の業務負担を、昨年までは早く迎えに、時間外というような形で朝早く迎えに行っていたケースもありました。ただ、これについては業務内ということで、ことから業務内の８時半、先ほど主幹が言うように８時半の業務内で操業するように変えたところで。

もし仮に事故等があった場合については、公務災害補償、そういう形での対応になろうかというふうに考えてます。

○委員（森満 晃）今、その職員が送迎されていらっしゃるということなんですけれども。例えば上飯のほうだと、民間の病院の方だと、バスのチケットを配付されてたりということで、そこに民間と差があっていいのかなと。やっぱり今後そういうチケットだとか、あるいはそういう専門の代行の運転だとか、そういった分野を確立されていくっていうお考えはないのか。

○市民福祉部長（春田修一）それにつきましては、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（森満 晃）職員の方も、さっきの火葬場じゃないですけど、島と本土が、やっぱりそういう違いがあっても、やっぱり本職の仕事は専門にされるという意味では、そういったところも少し考えて、患者さんも職員もお互いがいい形でいったらいいなと思いますので、よろしく願います。

○委員長（永山伸一）意見であります。

○委員（森永靖子）この医療のことで、ちょっ

とまとまりかけてるのがおかしくなるといけないので、協議会にしてください。済いません。

○委員長（永山伸一）協議会に切りかえます。

~~~~~

午後３時５７分休憩

~~~~~

午後４時 ３分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で市民健康課の審査を終わります。

当局の皆さん、本当に御苦労さまでした。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一）以上で日程の全てを終わりました。

委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（永山伸一）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の取り扱いを委員長に御一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（永山伸一）以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

本日は本当に御苦労さまでございました。



## 【卷末資料】

陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                               |       |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------|-------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 陳情第19号                        | 受理年月日 | 平成27年11月24日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 薩摩川内市の海岸に産卵に来るウミガメの保護活動に関する陳情 |       |             |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 薩摩川内市城上町7758番地<br>森永 明子       |       |             |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |       |             |
| <p>鹿児島県は、日本で一番多くウミガメの産卵が見られ、ウミガメ保護条例によってその保護が義務付けられている。</p> <p>本市でも、ウミガメ保護監視員が中心になって保護活動が行われているが、その活動が広く市民に知られているとは言えない。</p> <p>また、遊泳禁止になっている寄田海岸、久見崎海岸においては、行政や市民による清掃活動が十分に行われているとは言えず、ウミガメの産卵に支障を来しているという現実があると、ウミガメ保護監視員をされている方からお聞きした。</p> <p>環境の影響を受けやすいウミガメを守る活動は、人が住みやすいまちづくりにも寄与すると思う。</p> <p>市民が保護活動に関わることで、それが命を大切にすることを学ぶ機会にもなる。</p> <p>そして、それらの活動を市の広報紙などで広めることは、本市のイメージアップにもつながり、観光の資源にもなると思う。</p> <p>よって、下記について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本市におけるウミガメの上陸、産卵、ふ化状況、ウミガメ保護監視員の活動を、市の広報紙やFMさつませんだいなどを通じて市民に知らせよう市に要望すること。</p> <p>2 本市を「ウミガメが産卵に来るまち」としてアピールするとともに、海岸清掃やウミガメの保護活動に市民が参加できる行事を行うよう市に要望すること。</p> <p>3 ウミガメが産卵しやすい海岸づくりのために、ウミガメ保護監視員の仕事を産卵シーズンだけではなく、1年を通じて行えるよう市に要望すること。</p> <p>4 ウミガメが産卵しやすい海岸を守るために、防砂林や堤防、夜間照明など、周辺の環境にも配慮するよう市に要望すること。</p> |                               |       |             |

|                                                                                                                                                                                                                                                        |                        |       |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|-------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                | 陳情第30号                 | 受理年月日 | 平成27年11月24日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                    | フッ化物洗口剤に関する陳情書         |       |             |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                  | 薩摩川内市五代町24番地1<br>武藤 智子 |       |             |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                    |                        |       |             |
| <p>現在、本市内のほぼ全域の小学生に、虫歯予防のため週一度のフッ化物洗口剤での洗口が行われている。</p> <p>フッ化物洗口剤のフッ化ナトリウムは、自然界にあるフッ化カルシウムとは違い、劇薬である。2004年9月、厚生労働省のフッ化物応用推進者は既に停職、懲戒、辞職しており、今は、厚生労働省は、推奨も推進もしていない。</p> <p>このことを市担当部署に確認するように命じて、フッ化物洗口剤に関する事実を、市内全域の児童の父母に知らせよう教育委員会に働きかけることを陳情する。</p> |                        |       |             |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 永山伸一